

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）

平成20年3月

農 林 水 産 省

目次

米政策改革の推進

- 1 当面の生産調整の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 平成20年産米の生産調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 平成20年産米の都道府県別の需要量に関する情報の算定
 - (2) 需要量に関する情報の都道府県間調整
 - (3) 生産調整目標達成合意書の締結等
- 3 米の消費拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 食をめぐる状況
 - (2) 米の消費拡大の取組
- 4 非主食用米の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 非主食用米をめぐる現状
 - (2) 非主食用米の取組
- 5 米の流通構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (1) 米の出荷の動向
 - (2) 米の販売の動向(うるち米)
 - (3) 米流通の現状(うるち米)
 - (4) 米穀卸売業者の経営動向
 - (5) 消費者が信頼できる品質表示や適正流通の確保
- 【参考】国の支援策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (1) 産地づくり対策
 - (2) 地域水田農業活性化緊急対策
 - (3) 集荷円滑化対策
 - (4) 水田・畑作経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策)等
 - (5) 耕畜連携水田活用対策
 - (6) 飼料用米導入定着化緊急対策

米の輸出入に関する事項

- 1 米の輸出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - (1) 輸出の現状
 - (2) 米の輸出促進に向けた取組
- 2 米の輸入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - (1) 輸入及び販売数量
 - (2) 輸入方針

【米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について】
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年)第4条第1項に基づき、平成19年7月31日に策定した基本指針のうち、主に、同条第2項第4号の米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項等について、同条第6項に基づき変更するものである。

米政策改革の推進

1 当面の生産調整の進め方

主食用水稲作付面積は、平成16年産米以降年々減少しているものの、米の消費量の減少に伴う生産目標数量の減少に見合うほどには減っておらず、19年産米についても過剰作付けが増加する結果となりました(表 - 1)。

このように、生産調整の実効性が確保できていないことのほか、

- ・ 主たる売り手である全国農業協同組合連合会が概算金の取扱いを見直したこと
- ・ 過当競争に陥りがちな流通業界の構造であること
- ・ 消費者の米の購入動向として、低価格米への志向が強まっていること

等を背景として、19年産米の価格は、作況99でありながら前年産を大幅に下回る異常事態となったところ(図 - 1)。

このような状況にかんがみて、「米緊急対策」(平成19年10月29日農林水産省農政改革三対策緊急検討本部決定。参考付録1ページ参照)を講じました。

さらに、10年程度先を見通した地域水田農業のあり方、個別の農業経営のあり方等を検討した上で、20年産米以降の生産調整の実効性の確保を目指すこととして、「当面の生産調整の進め方」(平成19年12月21日農林水産省農政改革三対策緊急検討本部決定。参考付録7ページ参照)を決定したところです。

これらのことを踏まえ、20年産米以降の生産調整については、この「当面の生産調整の進め方」を基に取り組みます。

表 - 1 全国の生産調整の取組状況

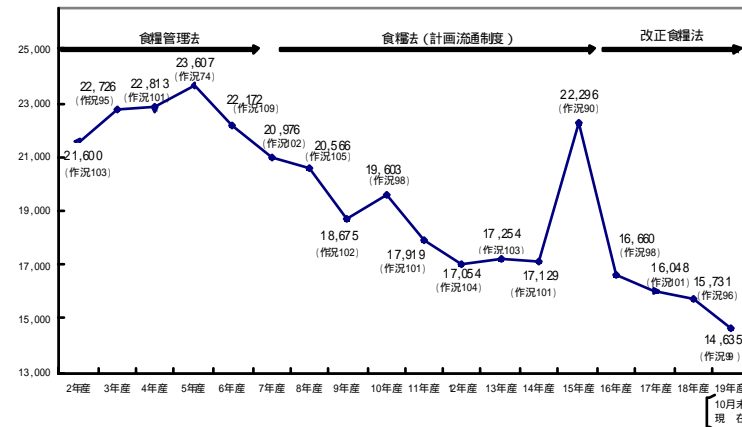
年産	生産目標数量	実生産量	を面積換算したもの		実作付面積	
	千ト	千ト	千ト	千ha	千ha	千ha
15	8,536.4	7,624.4	912.0	1,629.1	1,630.5	1.4
16	8,574.4	8,598.8	24.4	1,633.2	1,658.4	25.2
17	8,510.4	8,933.3	422.9	1,614.9	1,652.3	37.4
18	8,331.0	8,397.4	66.4	1,574.9	1,642.9	68.1
19	8,284.8 (需要見直しは833万ト)	8,542.2	257.4 (需要見直しとの差2万ト)	1,566.1	1,636.9	70.7

資料：農林水産省調べ

- 注：1) 生産目標数量()は、消費純増策の取組数量を含み、加工用米取組数量を含んでいない。なお、18、19年産については、過剰作付けが解消される方向に誘導する観点から、需要見直しから一定数量を削減して設定している。
- 2) 実生産量()は、統計部公表の水稲収穫量から加工用米取組数量を控除したものである。なお、19年産については、水稲作付面積に作況指数から導かれる予想単収を乗じて水稲収穫量を推計している。
- 3) ()は、生産目標数量を全国の年平均単収で除した値である。
- 4) 実作付面積()は、統計部公表の水稲作付面積から加工用米取組数量を年平均単収により面積換算した値と、配分基準単収の設定要因による過剰分を控除したものである。
- 5) 19年産の ()については、需要量に関する情報である。

図 - 1 コメ価格センターの年産別平均価格の推移

(単位：円/60kg)



資料：コメ価格センター入札結果を基に作成

注：価格は包装代(紙袋)、抛出金、消費税を含んでおり、19年産については10月末現在の値である。

(参考) 当面の生産調整の進め方のポイント

1 基本的考え方

都道府県段階・市町村段階における推進に当たっては、行政、農協系統、集荷・販売業界等の関係者がそれぞれ及び相互に連携して生産調整目標を達成するため全力をあげることを確認する。特に、19年産において大幅に過剰作付けとなっている都道府県・市町村など、これまでの推進状況・達成状況等からみて必要な場合には、生産調整目標達成合意書の締結を行う。

2 主食用米の生産数量目標の適切な設定

都道府県間調整を次の条件で行うこととし、都道府県から生産数量目標の増減の申出を受け付けた上で、国が調整する。

- ・ 目標削減申出都道府県 産地づくり交付金を加算
(110千円/トンを上限)
- ・ 目標増加申出都道府県 産地づくり交付金を減額
(40千円/トンを下限)

3 「新規需要米」による生産調整方式の導入

飼料用米、バイオエタノール米等の新規需要について、当該用途に確実に使用することを確認した上で、生産調整にカウントする。

4 目標達成に向けたコントロールの強化

各地域、各都道府県、全国において、関係機関が連携して、生産調整目標の達成に向け、目標配分・作付・収穫の各段階における取組状況を把握し、適切な対応をとる。

5 生産調整実施者メリット

麦・大豆・飼料作物等の生産の拡大、非主食用米の低コスト生産技術(多収品種、直播栽培、二期作、麦と非主食用米の年

2作等)の確立に向けた取組(生産調整の拡大分)を支援する対策を補正予算において措置する。

6 目標未達成の都道府県・地域・農業者への対処(ペナルティ)

関係者は目標未達成とならないよう全力をあげることとし、未達となった都道府県・地域の具体的な取扱いについては、20年産の生産調整のステージごとの推進状況・達成状況等を見ながら、適切なタイミングで決定する。

7 農協系統の役割等

食糧法の枠組みに基づく生産調整の主体である生産者団体として、行政と連携して、生産調整の達成に責任を持って取り組むよう農協系統に要請する。

8 その他

各地の効果的な取り組みを関係者が共有し、また各地が抱える問題点の解決策を見出せるような仕組み(メーリングリスト等)を設ける。

2 平成20年産米の生産調整

(1) 平成20年産米の都道府県別の需要量に関する情報の算定

平成20年産米の都道府県別の需要量に関する情報については、平成19年11月30日に開催した食料・農業・農村政策審議会食糧部会です承された以下の考え方に基づき表 - 2 のとおり算定しました。

なお、都道府県別の需要量に関する情報の提供に当たっては、数量だけでなく、当該県の10a当たり平年収量を用いて面積換算した値を併せて提示しました。

【基本的な考え方】

平成20/21年（平成20年7月から21年6月までの1年間）の需要見通し819万トン为基础として、経営所得安定対策等実施要綱（平成18年7月21日農林水産省省議決定）及び18年11月に策定した米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針において決定されたルールに則しつつ、公平性の観点にも留意しつつ、過剰作付けを解消し、需給バランスが保たれる方向へ誘導するメッセージとなるよう、次の点にも留意して算定。

(ア) 過剰作付都道府県

- ・ ペナルティとして相当量（5万トン程度）を削減（過剰が500トン未満の都道府県を除く）
- ・ 20年産米の需要量に関する情報が、前年産米の需要量に関する情報よりも増加しないよう配慮

(イ) 生産調整目標達成都道府県

20年産米の需要量に関する情報が、他の達成都道府県よりも大幅に減少しないよう配慮（達成都道府県の平均減少率まで加算）

(ウ) 算定結果

（ア）及び（イ）により算定した結果を全国集計すると815万トン

表 - 2 20年産米の都道府県別の需要量に関する情報

(単位:トン、ha)

都道府県	需要量に関する情報	面積換算値	都道府県	需要量に関する情報	面積換算値
北海道	598,930	112,580	滋賀	174,810	33,750
青森	266,850	46,010	京都	80,880	15,830
岩手	295,730	55,480	大阪	27,980	5,680
宮城	375,030	70,760	兵庫	193,400	38,370
秋田	474,810	82,860	奈良	43,630	8,500
山形	381,940	64,300	和歌山	37,020	7,510
福島	365,930	68,140	鳥取	72,510	13,860
茨城	355,630	68,390	島根	98,050	19,300
栃木	321,500	59,650	岡山	167,040	31,760
群馬	83,270	16,860	広島	138,370	26,460
埼玉	161,820	32,690	山口	121,870	24,130
千葉	263,010	49,530	徳島	61,510	12,980
東京	930	230	香川	76,640	15,360
神奈川	15,180	3,140	愛媛	79,840	16,030
新潟	571,490	106,030	高知	52,110	11,350
富山	207,140	38,720	福岡	197,260	39,370
石川	132,700	25,670	佐賀	152,530	28,780
福井	136,330	26,370	長崎	66,340	14,000
山梨	28,620	5,230	熊本	206,460	40,090
長野	206,910	33,210	大分	127,160	25,280
岐阜	121,770	24,950	宮崎	103,150	20,970
静岡	87,430	16,720	鹿児島	120,600	25,180
愛知	144,370	28,530	沖縄	3,220	1,040
三重	150,020	30,000	全国計	815万トン	154万ha

(2) 需要量に関する情報の都道府県間調整

需要量に関する情報について、国が調整主体となり都道府県間調整を行う仕組みを設けました(図 - 2)。

その結果、各県の自主的な判断により、7,580トンについて1県で生産調整を拡大し、7県で米の生産を拡大することとなりました。

この都道府県間調整後の平成20年産米の都道府県別の需要量に関する情報は表 - 3のとおりとなりました。

図 - 2 都道府県間調整のスキーム

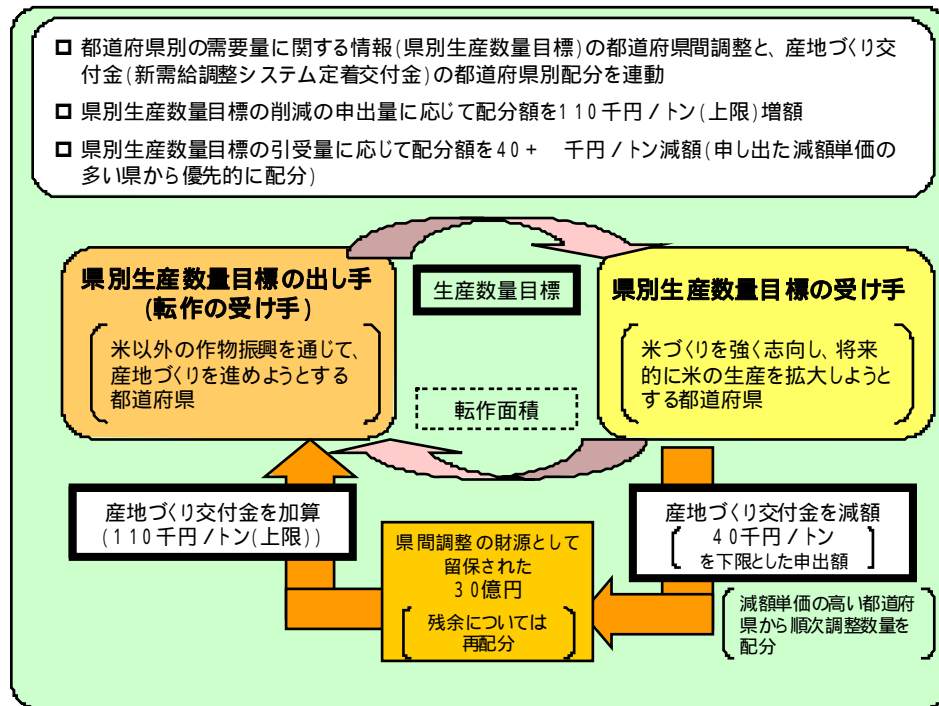


表 - 3 都道府県間調整の結果

目標を削減する県： 佐賀県 7,580トン
(生産調整拡大)

目標を増加する県： 新潟県 3,500トン
(米の生産数量拡大) 福島県 1,480トン
青森県 911トン
茨城県 620トン
石川県 569トン
宮城県 450トン
山梨県 50トン

20年産米の都道府県別の需要量に関する情報(調整後)

(単位:トン、ha)

都道府県	需要量に関する情報	面積換算値	都道府県	需要量に関する情報	面積換算値
北海道	598,930	112,580	滋賀	174,810	33,750
青森	267,761	46,170	京都	80,880	15,830
岩手	295,730	55,480	大阪	27,980	5,680
宮城	375,480	70,850	兵庫	193,400	38,370
秋田	474,810	82,860	奈良	43,630	8,500
山形	381,940	64,300	和歌山	37,020	7,510
福島	367,410	68,420	鳥取	72,510	13,860
茨城	356,250	68,510	島根	98,050	19,300
栃木	321,500	59,650	岡山	167,040	31,760
群馬	83,270	16,860	広島	138,370	26,460
埼玉	161,820	32,690	山口	121,870	24,130
千葉	263,010	49,530	徳島	61,510	12,980
東京	930	230	香川	76,640	15,360
神奈川	15,180	3,140	愛媛	79,840	16,030
新潟	574,990	106,680	高知	52,110	11,350
富山	207,140	38,720	福岡	197,260	39,370
石川	133,269	25,780	佐賀	144,950	27,350
福井	136,330	26,370	長崎	66,340	14,000
山梨	28,670	5,240	熊本	206,460	40,090
長野	206,910	33,210	大分	127,160	25,280
岐阜	121,770	24,950	宮崎	103,150	20,970
静岡	87,430	16,720	鹿児島	120,600	25,180
愛知	144,370	28,530	沖縄	3,220	1,040
三重	150,020	30,000	全国計	815万トン	154万ha

(3) 生産調整目標達成合意書の締結等

平成19年12月27日に「全国水田農業推進協議会」(全国農業協同組合中央会・全国農業協同組合連合会・全国主食集荷協同組合連合会・全国農業会議所・日本農業法人協会・全国稲作経営者会議・全国米穀販売事業共済協同組合・日本米穀小売商業組合連合会と農林水産省総合食料局で構成)が開催され、関係者の中で生産調整目標達成に向けてあらゆる措置を講ずる等の合意書が締結されました。また、全国水田農業推進協議会の構成団体に対し、生産調整目標の達成に向け、それぞれの立場で取組を行っていただくよう協力要請文書を発出したほか、農産物検査法に基づく登録検査機関等の関係団体に対しても文書を発出しました。

これらを受け、都道府県段階においても米穀生産出荷団体・卸小売団体・都道府県等の関係団体及び地方農政局の間で合意書の締結が進められています(平成20年3月24日現在20府県において締結済み)。

現在(3月から4月中旬頃までの間)、20年産米の作付けに当たり、JA等の生産調整方針作成者から傘下の方針参加農業者に対して、生産数量目標の配分が進められているところです。

3 米の消費拡大

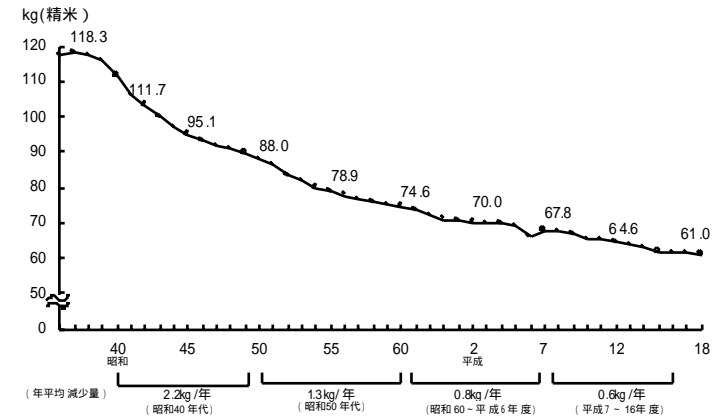
(1) 食をめぐる状況

米の1人当たり消費量は、生活水準の向上や消費者の選択の拡大等を背景に、一貫して減少しています(図 - 3)。

また、国内で自給可能な米の消費量が大幅に減少する一方、輸入に依存している飼料穀物や油糧原料(大豆、なたね)を使用する畜産物や油脂類の消費が大幅に増加しています。

このような食生活の大きな変化は、近年の脂質の過剰摂取、米などの穀類や野菜の摂取不足などの偏りによる肥満・生活習慣病等の問題や食料自給率低下の要因となっています(図 - 4)。

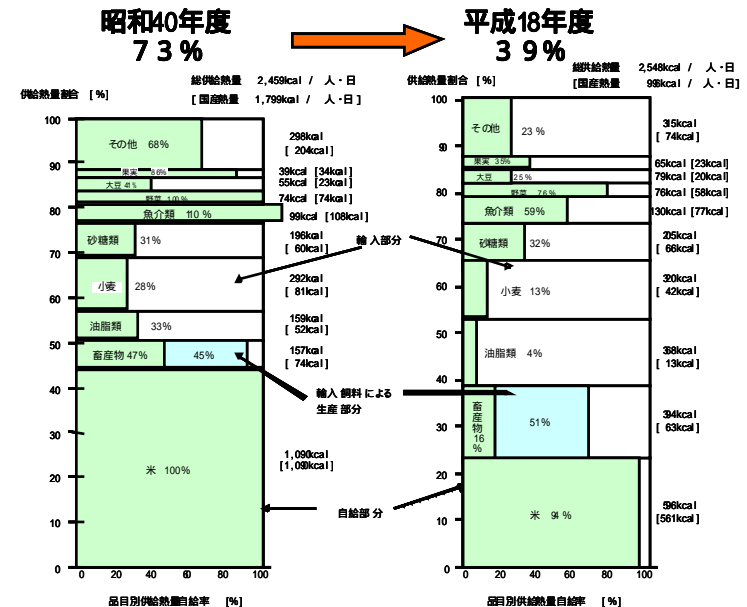
図 - 3 米の消費量の推移(1人1年当たり供給量)



資料：農林水産省「食料需給表」

注：1) 年間の国内の食料消費用として仕向けられた数量を総人口で除した値であり、飼料用、種子用、加工用(酒類、みそ等)の米は含まない。なお、加工米飯、もち、米菓、米穀類は含まれる。
2) 18年度の値は概算値である。

図 - 4 食料自給率と供給熱量構成の変化(カロリーベース)



資料：農林水産省「食料需給表」

(2) 米の消費拡大の取組

米の消費拡大については、新しい食料・農業・農村基本計画（平成17年3月閣議決定）の策定や食育基本法の施行（平成17年）を踏まえ、食育と一体的な取組として、以下により米を中心とした「日本型食生活」の実践を促進しています。

若年層を主な対象に、食品関係企業、団体等の協力を得ながら、官民挙げての朝食欠食の改善を目指した「めざましごはんキャンペーン」を実施（図 - 5）

- ・ テレビCM・キャンペーンソングの制作や商品貼付可能なロゴマークの提供（約3,800企業、23,000事業所が参加）
- ・ 米飯学校給食の更なる推進（表 - 4）
- ・ 実施回数の少ない大都市部における重点的な普及促進（米飯学校給食フォーラムの開催、政府備蓄米の無償交付）

中高年を対象としたごはん食による生活習慣病の予防効果の啓発

- ・ 食育健康サミットの開催

さらに、平成20年度においては、食生活の改善に向けて、各種媒体を組み合わせたメディアミックスによる「めざましごはんキャンペーン」の実施

朝ごはんビジネスを支援する事業を立ち上げ、朝食事業への食品関係企業の参入を促進

米飯学校給食を推進するため、フォーラムを実施するほか、関係業界と連携した小学校への出前事業の実施

生産者が生産者団体と連携して消費者の啓発を行うとともに、生産者自身も消費拡大の取組を実施等、米の消費拡大の取組を、食料自給率向上に係る戦略的な広報活動と連携しつつ、集中的に実施します。

図 - 5 二次利用を前提としたテレビCMの制作



表 - 4 米飯給食実施状況（週当たりの実施回数）

1. 全国平均 2.9回
2. 都道府県別の実施状況

回数	該当都道府県名
3.7回	福井県(3.5)
3.6回	高知県
3.5回	山形県、新潟県(3.4)
3.4回	鳥取県
3.3回	岩手県、宮城県、石川県、島根県
3.2回	千葉県、富山県、滋賀県(3.0)、京都府、和歌山県(3.0)、佐賀県
3.1回	秋田県、福島県(2.9)、岐阜県、愛知県、岡山県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
3.0回	栃木県、長野県、三重県、広島県(2.6)、香川県、福岡県(2.9)、熊本県
2.9回	北海道、茨城県、山梨県、愛媛県、徳島県(2.8)、長崎県
2.8回	青森県、群馬県、静岡県、兵庫県(2.6)、奈良県
2.7回	東京都(2.6)
2.6回	埼玉県、大阪府(2.5)、山口県
2.5回	
2.4回	
2.3回	神奈川県(2.1)

太字は前年度より実施回数が増えた都道府県で、(カッコ)内は前年度の回数

資料：文部科学省「米飯給食実施状況調査（平成18年度調査）」

4 非主食用米の推進

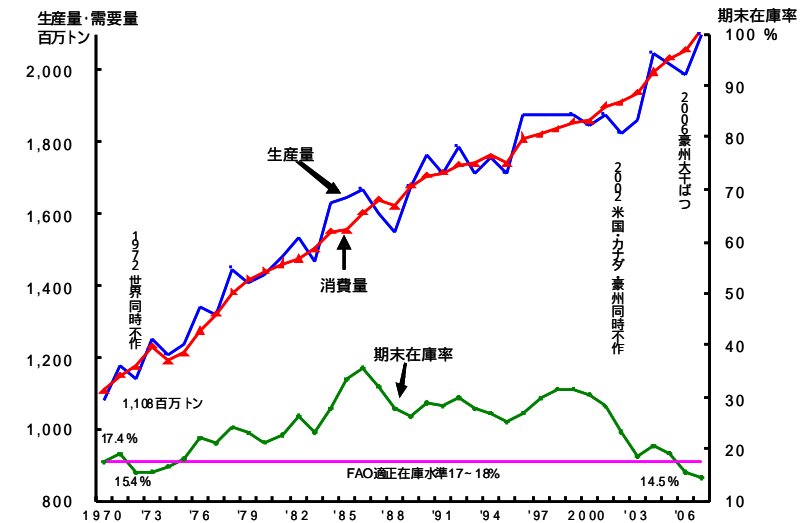
(1) 非主食用米をめぐる現状

近年、BRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国）諸国や開発途上国の経済発展による食料需要の増大、世界的なバイオ燃料の原料としての穀物等の需要増大、地球規模の気候変動の影響による農業生産への影響といった中長期的に継続する構造的な要因により、国際食料需給はひっ迫傾向にあります（図 - 6）。

一方、我が国の主食用米の消費量は、人口減少、高齢化等により、毎年減少しています。

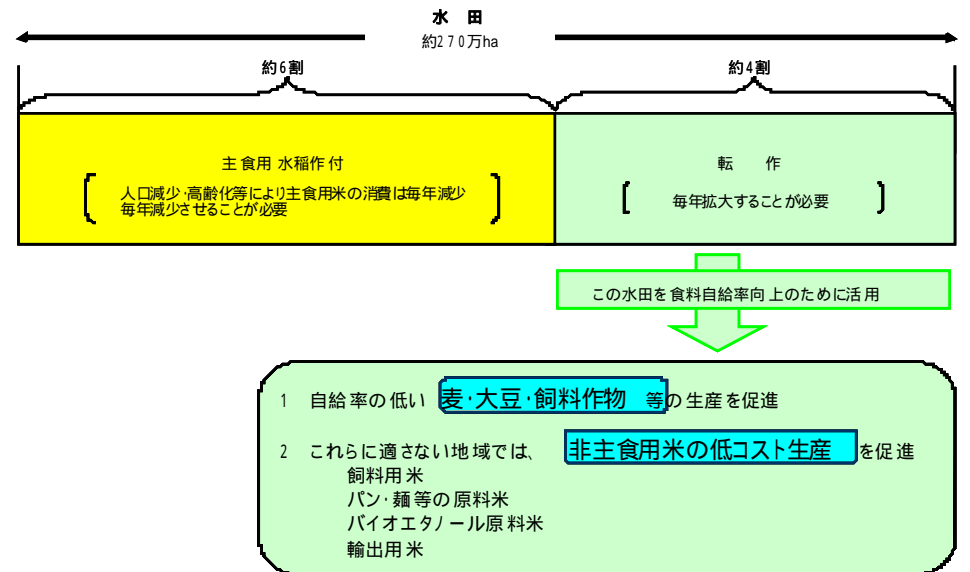
このような状況の中、水田農業の将来展望を拓き、将来の国際食料需給の変動に備えるためには、国内主食用以外の需要に積極的に対応し、米の需給規模を拡大する必要があります（図 - 7）。

図 - 6 世界の穀物需給の推移



資料：米国農務省調べ

図 - 7 今後の米政策の方向性



資料：農林水産省作成

(2) 非主食用米の取組

現在、飼料用米、輸入小麦を原料とするパン・麺等の原料米、バイオエタノール原料米、輸出用米等の非主食用米について、積極的に推進しているところです。

稲発酵粗飼料及び飼料用米

飼料用向けの稲・米の生産は輸入とうもろこしの価格高騰の中で、国内で生産される有力な飼料として期待されています。平成19年産の作付面積は見込みで稲発酵粗飼料では6,000ha、飼料用米では286haとなっています(表 - 5、6 (取組事例は参考付録12ページ参照))。

今後、飼料用の需要に応じて低コストで安定的な供給体制を整備することが必要です。

パン・麺等の原料米(米粉)

最近の小麦等の穀物価格の高騰に見られるように、世界の穀物事情はひっ迫した状況にあり、国内で自給可能な米の新たな用途として、パン用・麺用等の原料としての米粉の利用が注目されています。

このため、米粉の利用に関心を示す小麦の大手二次加工業者を対象とした意見交換等を実施し、最近の米の製粉技術の紹介を行うなど、米粉の利用促進に向けた取組を強化しているところです(表 - 7)。

バイオエタノール原料米

近年の原油価格の高騰、国際的な地球温暖化対策、エネルギー安全保障への意識の高まりなどを背景に、我が国では、従来の食料等の生産の枠を超えて、耕作放棄地の活用を通じて食料安全保障にも資する等、農林水産業の新たな領域を開拓するものとしてバイオマスの利活用を推進しています。

新潟県においては、バイオエタノール原料イネの栽培実証試験として「北陸193号」の栽培による先進事例も見られます(図 - 8 (参考付録13ページ参照))。

表 - 5 稲発酵粗飼料作付面積の推移

(単位:ha)				
年 度	16	17	18	19(見込み)
作付面積	4,375	4,594	5,182	6,000

資料：農林水産省調べ

表 - 6 飼料用米作付面積の推移

(単位:ha)				
年 度	16	17	18	19(見込み)
作付面積	44	45	104	286

資料：農林水産省調べ

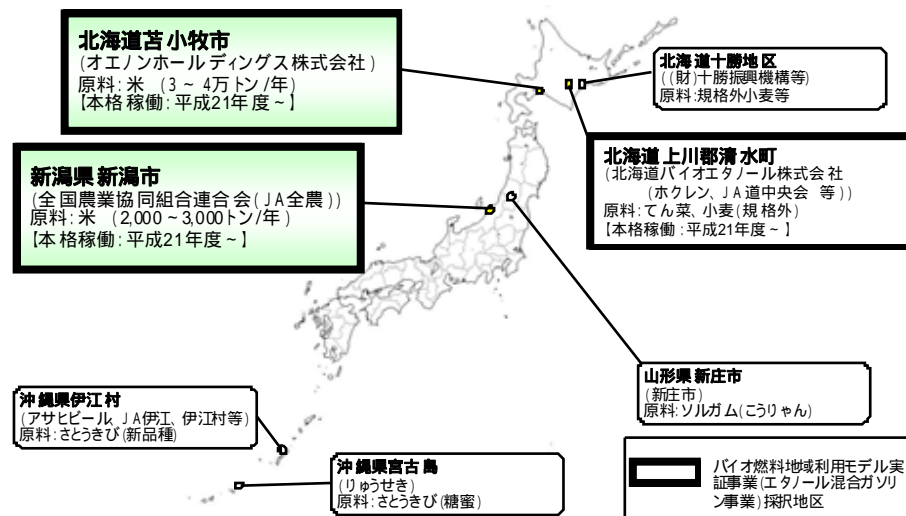
表 - 7 米粉パン等の原料米使用量

(単位:千トン)				
年 度	15	16	17	18
原料粉使用量	1	3	3	6

資料：地方農政事務所等調べ

注：原料粉使用量にはパン、麺、洋菓子、その他新規用途用を含むが、既存の米穀粉(上新粉、団子粉、白玉粉等)は含まない。

図 - 8 農産物等によるバイオエタノール生産の取組



資料：農林水産省調べ

5 米の流通構造

(1) 米の出荷の動向

平成19年産米の生産者から単位農協等へのうるち米の出荷(販売委託・売渡)数量は1月末現在で511万トンとなっており、前年(1月末現在で514万トン)と同水準となっています(表 - 8)。

このうち、単位農協等から全国出荷団体(全農・全集連)への販売委託数量については、19年産米は1月末現在で332万トンとなっており、18年産米(1月末現在で349万トン)を下回る水準となっています。

他方、生産者から単位農協等以外への売渡数量(直接販売)は、1月末現在で119万トンとなっており、18年産米(1月末現在で115万トン)を上回る水準で推移しています。

(2) 米の販売の動向(うるち米)

平成19年産の民間流通米(主食用うるち米)のうち、全国出荷団体(全農・全集連)に販売委託された米(以下「全国出荷団体販売米」という。)の2月の販売実績は18.7万トンで、20年2月までの累計は117.4万トンとなり、18年産全国出荷団体販売米の19年2月までの累計109.8万トンを上回る水準になっています(表 - 9)。

(3) 米流通の現状(うるち米)

平成16年産米から19年産米までのうるち米の流通については、農林水産省の生産者や流通業者に対する調査及び全国出荷団体の調査の結果、図 - 9のとおりとなっています。

表 - 8 米の出荷(販売委託・売渡)の動向

(単位: 万トン)

	平成 13年産	14	15	16	17	18	(1月末現在)	(1月末現在)
(生産者 単位農協等)								
生産者 単位農協等	502	507	407	512	535	514	(514)	(511)
単位農協等 全国出荷団体販売委託	434	423	318	382	383	352	(349)	(332)
単位農協等の独自販売数量	28	30	42	67	71	84	-	-
過剰米区分出荷見込数量	-	-	-	0	7	0	(0)	(0)
(生産者 単位農協等以外)								
直販数量	154	154	150	136	131	132	(115)	(119)
無償譲渡数量	61	62	55	55	55	55	(42)	(39)
(農家消費等)								
	84	82	78	75	71	67	(37)	(34)

資料: 全国出荷団体調べ、農林水産省「生産者の米穀現在高等調査」等を基に作成

注: 1) うるち米(くず米含む)の値である。

2) 単位農協等には全集連傘下の出荷取扱事業者を含む。

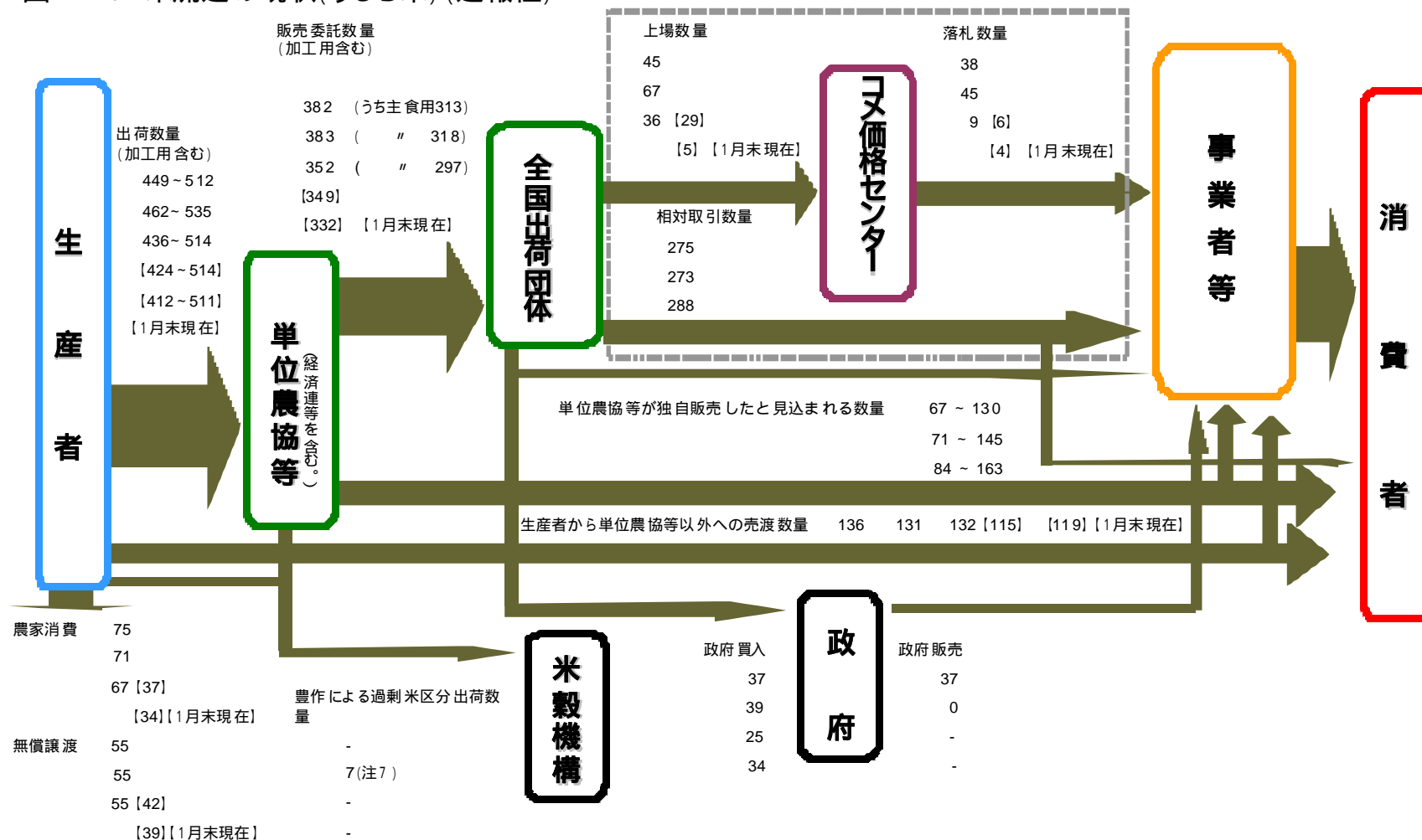
表 - 9 全国出荷団体(全農・全集連)販売米の月別の販売状況

(単位: 千ト)

	当年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌年 1月	2月	~2月 累計	3月	4月	5月	6月	年計
17年産	9	45	108	184	197	237	219	222	1,221	303	265	298	317	2,404
18年産	6	38	84	190	187	231	168	194	1,098	270	254	250	280	2,152
対前年差	3	7	24	6	10	6	51	28	123	33	11	48	37	347
19年産	4	30	92	199	197	314	152	187	1,174					
対前年差	2	8	8	9	10	83	16	7	77					

資料: 全国出荷団体調べ

図 - 9 米流通の現状(うるち米) (速報値)



資料：全国出荷団体調べ、農林水産省「生産者の米穀現在高等調査」等を基に作成

注：1) 、 、 、 はそれぞれ16、17、18、19年産の値で、単位は万トンである。

2) 出荷数量は「生産者の米穀現在高等調査」等を基に推計した値である。

3) 販売委託数量は全国出荷団体に販売委託された値である。なお、うち主食用には政府売渡分(予定)を含まない。

4) 17年産のコメ価格センターへの上場数量は前回からの繰越数量を除いた値である。相対取引数量は全国出荷団体への販売委託数量(うち主食用)から落札数量を差し引いた値である。

5) 単位農協等独自販売数量は、「生産者の米穀現在高等調査」等による出荷、集荷数量の値から、全国出荷団体への販売委託数量、過剰米区分出荷数量を除いた値である。

6) 生産者の直接販売数量、農家消費、無償譲渡数量は「生産者の米穀現在高等調査」を基に推計した値である。

7) 17年産の豊作による区分出荷見込数量は区分保管された後、18年11月に米穀機構に償還された。

8) 19年産の販売委託数量のうち主食用数量、相対取引数量、単位農協等が独自販売したと見込まれる数量については、20年1月末段階で数量が不確定のため記載していない。

(4) 米穀卸売業者の経営動向

米穀卸売業者の経営は、厳しい状況にあります(図 - 10、11)。そのような中で、米穀卸売業者の全国団体である全国米穀販売事業共済協同組合(全米販)では、平成20年3月に、「組合員卸をめぐる状況と今後の展開」を取りまとめました。

その中では、現下の米穀卸売業をめぐる厳しい経営状況を踏まえ、傘下組合員に対して合併や業務提携等も視野に入れた今後の米流通のあり方についての展望を示し、それぞれの事業者の積極的な対応を促しています。

(5) 消費者が信頼できる品質表示や適正流通の確保

米の流通をめぐるのは、平成19年5月に、大阪の米穀販売業者による虚偽表示が大きな社会問題となったほか、千葉及び東京の米販売事業者が農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年、JAS法)に基づく業務改善命令を受けるなどの問題が相次いで発生しました。

米の流通業界において、法令遵守(コンプライアンス)体制の整備を図るため、農林水産省は、19年度に全国で約1,800事業者に出向き、コンプライアンスの指導を行うとともに、不適正表示に対する監視・指導等を実施しています。

さらに、加工原材料用に仕向けられる米穀が主食用に横流しされないよう、特に輸入米等を使用する加工業者に対し、法令遵守の徹底のほか加工受払状況の確認のための立入調査など、適正流通を確保するための指導監督を行っています。

図 - 10 経営動向

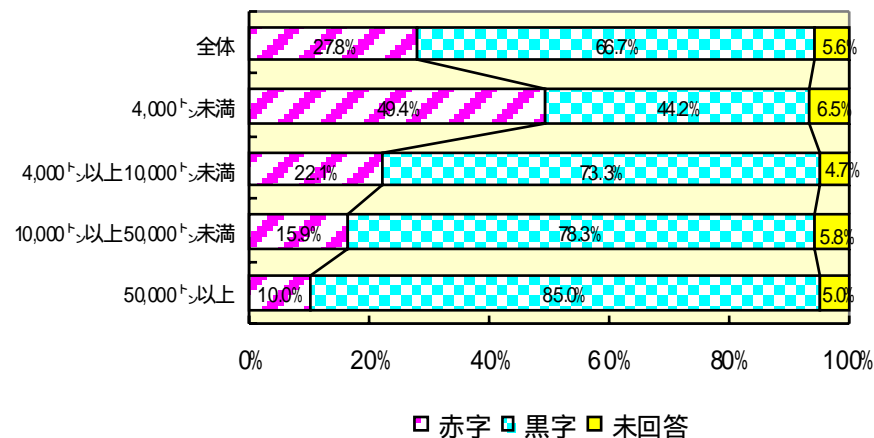
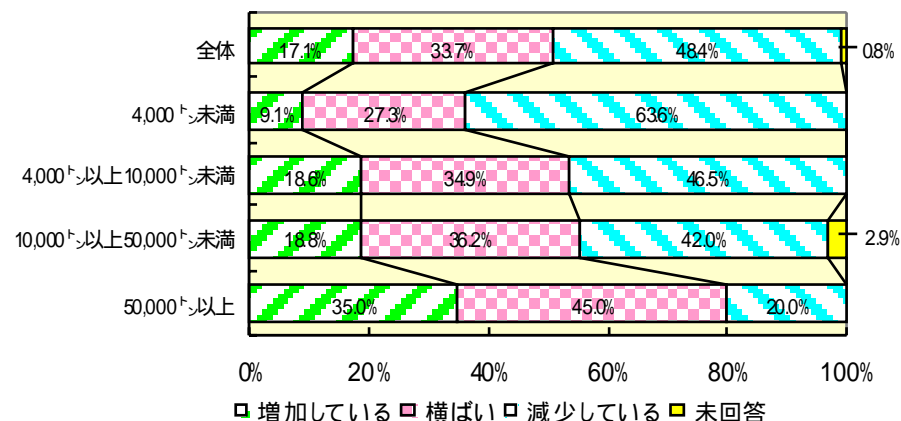


図 - 11 近年の経常利益の動向



資料：農林水産省調べ

注：平成19年9～11月に農林水産省が実施した「米穀の卸売業者の経営状況等の実態調査」の結果である。

【参考】国の支援策

(1) 産地づくり対策

産地づくり対策の取組状況

平成16年度から実施してきた産地づくり対策は、19年度以降、地域の創意工夫により用途や単価を設定するという基本的な仕組みを継続し、21年度までの3年間の対策として実施しているところです。

農林水産省では、産地づくり対策の第一ステージ（16～18年度）を通して、地域水田農業ビジョン（以下「ビジョン」という。）やこれに基づく取組をより高度なものとするため、地域協議会による点検・見直し活動を積極的に促進し、

- ・ ビジョンの実現に向けた産地づくり交付金の有効活用
- ・ ビジョンに位置付けられた「担い手」の認定農業者への誘導、特に、担い手の育成・確保が緊急の課題となっている中で、各地域の担い手育成・確保の加速化等が行われるよう、農業者団体とも連携して助言・指導を行ってきました。

その結果、各地域においては、担い手の育成・確保に関連する取組や、産地づくり交付金を活かした主体的かつ創意工夫あふれる取組が拡大しました（表 - 10、11）。

18年度の産地づくり交付金の活用状況は、以下のとおりです。

(ア) 創意工夫ある活用の進展

産地づくり交付金の活用状況については、麦・大豆等の作物作付に対する助成が最も多く、次いで、農地の流動化や作業受委託等に対する助成が全体の約1割を占めています。16・17年度に比べて、作物作付の割合が減少し、担い手の育成、重点化等構造改革の促進にウエイトが置かれてきています。

また、取り組んだ協議会数の割合についてみると、作物作付については3年間を通して、ほとんどの協議会で取り組ま

表 - 10 産地づくり交付金の交付状況（助成種類別、交付額の割合）

	16年度	17年度	18年度
作物作付	88.2%	86.8%	84.6%
農地の流動化	2.8%	3.2%	4.8%
作業受委託	4.3%	4.7%	5.1%
生産の組織化・法人化	0.9%	0.8%	0.9%
耕畜連携	0.3%	0.3%	0.4%
地産地消	0.0%	0.1%	0.1%
販売促進活動	0.2%	0.1%	0.1%
トレーサビリティ	0.9%	1.1%	1.1%
その他	2.3%	2.8%	3.0%

資料：農林水産省調べ

注：ラウンドの関係で交付額の割合の合計は100と異なることがある。

表 - 11 産地づくり交付金の交付状況（助成種類別、協議会数の割合）

	16年度	17年度	18年度
作物作付	95.6%	96.4%	96.5%
農地の流動化	19.7%	24.9%	30.7%
作業受委託	11.4%	14.3%	16.3%
生産の組織化・法人化	1.7%	2.3%	4.2%
耕畜連携	2.8%	3.8%	4.5%
地産地消	2.2%	3.4%	4.0%
販売促進活動	2.5%	3.9%	4.8%
トレーサビリティ	2.3%	3.9%	5.0%
その他	77.0%	82.2%	84.1%

資料：農林水産省調べ

れています。次いで、農地の流動化や作業受委託、生産の組織化・法人化等構造改革の促進を図る取組の割合が多くなっており、16・17年度に比べてその割合は増加しています。他にも耕畜連携、地産地消、販売促進活動、トレーサビリティ等に取り組んだ協議会の割合が増加しており、これらのことから、各地域において、主体的かつ創意工夫あふれる取組が進んできたことがうかがえます。

(イ) 担い手への重点化の進展

地域の担い手を対象とした交付メニューを設けている地域協議会数は1,110で、全体の約5割となっており、年々、その協議会の割合は増加しています(表 - 12)。

注：ここでいう「担い手」とは、地域段階における話し合い活動等を通じ明確化された者であり、水田・畑作経営所得安定対策の対象者要件をクリアした者とは必ずしも一致していない。

地域水田農業ビジョンの見直しについて

20年産に向けたビジョンの点検・見直しについては、「平成20年産に向けた地域水田農業ビジョンの見直しとその実現に向けた取組の的確な実施について(平成20年1月24日付け19生産第7146号農林水産省総合食料局食糧部計画課長、生産局農産振興課長、経営局経営政策課長通知)」を発出し、

- ・ 米の減少傾向を踏まえ、10年先を見通した上で、どのような作物の産地化を図るか
- ・ 生産調整の拡大を円滑に進める体制整備をどのようにするのか
- ・ 地域の担い手育成の考え方は今のままでよいか。担い手リストに掲載された担い手はしっかり育成されているか

の観点から、ビジョンの点検・見直しがなされるよう、農業者団体とも連携して、都道府県協議会及び地域協議会に対して助言・指導を行っているところです(図 - 12)。

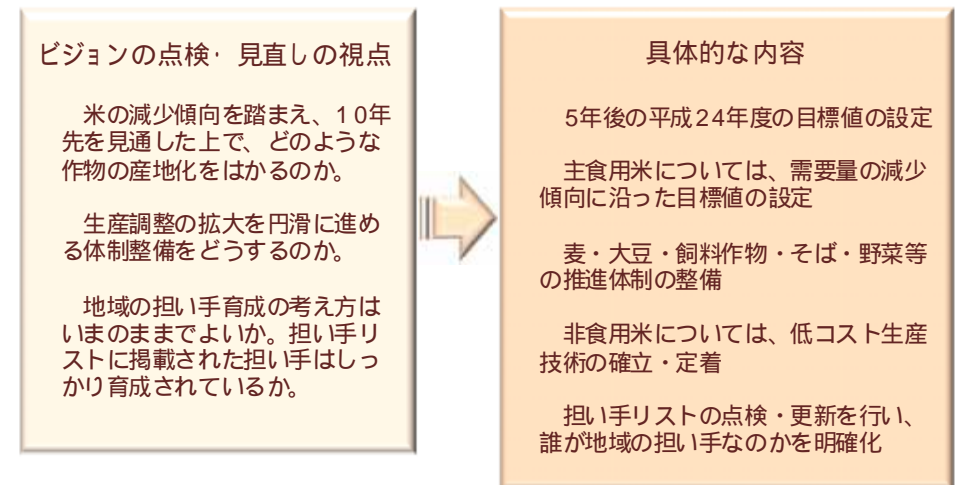
表 - 12 担い手を対象とした交付メニューを設けている地域協議会数

(単位：協議会数、%)

取組年度	協議会数	うち担い手を対象とした交付メニューを設けているもの	
		うち担い手を対象とした交付メニューを設けているもの	割合
16年度	2,460	1,070	43.5
17年度	2,217	1,078	48.6
18年度	2,066	1,110	54.0

資料：農林水産省調べ

図 - 12 ビジョンの具体的な見直しについて



(2) 地域水田農業活性化緊急対策

地域水田農業活性化緊急対策は、平成20年産以降の米の生産調整を確実に実行するため、地域協議会と長期契約を締結し、水田において自給率向上が可能な麦、大豆、飼料作物、非主食用米等の生産の拡大に取り組む農業者に対するメリット措置として、平成19年度補正予算で総額500億円を措置しました。

具体的には、以下の取組に対して、支援を行います。

地域協議会と5年間の長期生産調整実施契約を締結した農業者に対し、踏切料として、20年産の麦、大豆、飼料作物等の作付面積（生産調整の拡大分）について、19年産生産調整実施者には、5万円/10a、19年産生産調整非実施者には、3万円/10aの緊急一時金を交付

地域協議会と飼料用米、バイオエタノール用米などの非主食用米の低コスト生産技術の確立に取り組む3年間の長期契約を締結した農業者に対して、20年産の試験ほ場面積（生産調整の拡大分）について、5万円/10aの緊急一時金を交付

(3) 集荷円滑化対策

集荷円滑化対策の現状

平成17年度（全国作況101）に初めて発動された集荷円滑化対策では、7.5万トンが過剰米短期融資の対価として社団法人米穀安定供給確保支援機構（以下「米穀機構」という。）に18年11月に現物弁済米として償還されました。

この現物弁済米については、国内主食用米等の需給に影響を与えることなく処理することが必要であり、販売に当たって制約があることから、20年2月末で0.8万トンの契約締結にとどまっております。米穀機構が保有する現物弁済米は、依然として6.7万トンの在庫となっております（図 - 13）。

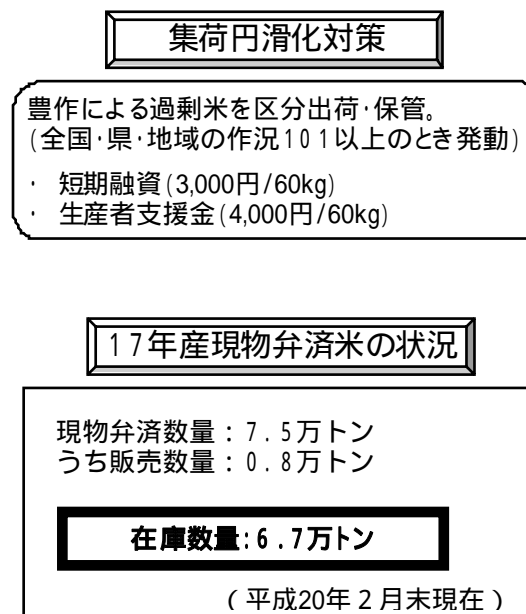
生産者拠出金の返還

19年度の生産者拠出金については、本年度、集荷円滑化対策が発動されなかったことから、本年2月下旬に生産者に対し、拠出金と同額（10a当たり1,500円）の返還がなされています（表 - 13）。

集荷円滑化対策の課題等

集荷円滑化対策の実施に当たっては、現物弁済米の販売先の確保等の課題が残されており、本対策の実効がより上がるよう、今後、関係者が協議を行う必要があります。

図 - 13 集荷円滑化対策と平成17年産現物弁済米の状況



資料：米穀機構調べ

表 - 13 生産者支援金の返還状況

19年度拠出金 A	19年米に係る 生産者支援金 B	返還額 C = A - B	返還率 D = C / A	拠出金単価
153 億円	0 億円	153 億円	100 %	1,500円 / 1.0a

資料：米穀機構調べ

(4) 水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）等

水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）米を中心とする水田農業の構造改革を進めるとともに、国際規律に耐え得る政策体系を確立するため、平成19年度から、産地づくり対策等の米政策改革推進対策と表裏一体の対策として、意欲と能力のある担い手を対象に、経営全体に着目した水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）を実施しています。

19年産については、18年9月1日から11月30日まで及び19年4月2日から7月2日までの間に、加入申請の受付を実施した結果、全国で約7万2千経営体（うち認定農業者約6万7千経営体、集落営農組織約5千経営体）からの申請があったところです。

なお、本対策でカバーする米の作付計画面積については、約44万haで、18年産水稻作付面積(168万ha)の4分の1となっています。また、飯米農家等の分を除いた市場流通している米の面積(110万ha)と比較すると、約4割の水準となっています。

本対策については、地域の実態により即した制度となるよう、今般、制度の基本を維持しつつ、必要な見直しを実施しました（平成19年12月21日農林水産省農政改革三対策緊急検討本部決定。参考付録4ページ参照）。

見直しの具体的な内容については、図 - 14のとおり、面積要件の見直し（市町村特認制度の創設）、収入減少影響緩和対策の充実、用語の変更等による誤解の解消等となっています。中でも、収入減少影響緩和対策の充実については、19年産において10%を超える収入減少があった場合に、その10%を超える部分について農業者の積立金拠出なしに国の負担分の補てんが行われるよう特別に措置するとともに、20年産以降は、農業者の選択により10%を超える収入減少に備えた積立金拠出が行えるようにしました（図 - 15）。

今後は、このような見直しや制度の内容について農業者の方に十分理解していただけるよう、関係者に分かりやすく丁寧に説明を行いながら、誤解の解消、対策の普及・定着を図っていきます。

図 - 14 品目横断的経営安定対策（現：水田・畑作経営所得安定対策）の見直し内容

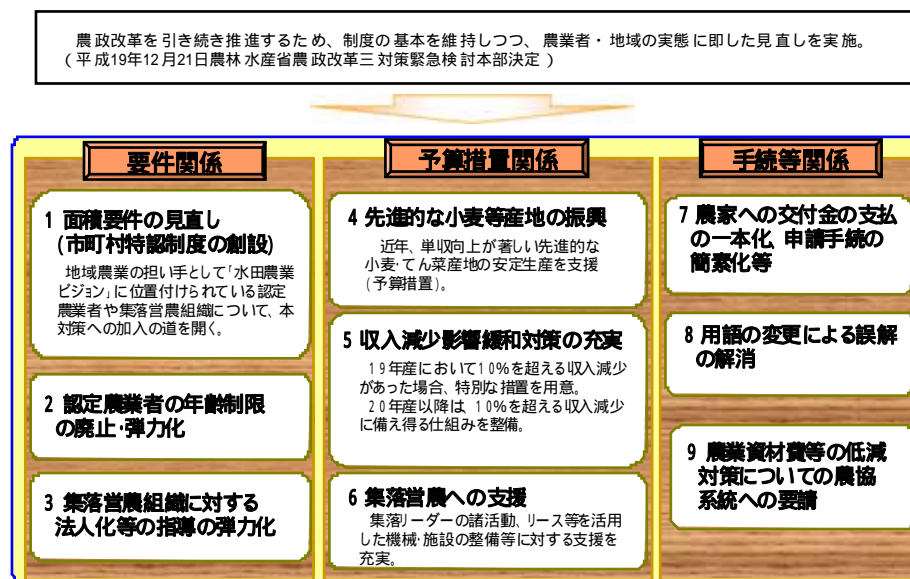
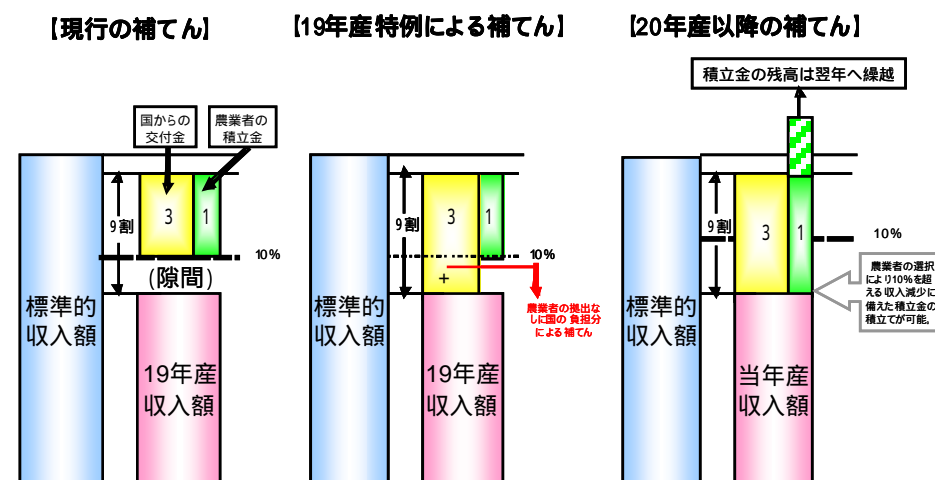


図 - 15 収入減少影響緩和対策の充実



担い手経営革新促進事業等

担い手育成・確保の加速を図るため、認定農業者・集落営農組織に対する支援の一層の充実や金融を含む新たな支援方法の導入、農地の面的集積の更なる促進による総合的な支援を講じています。また、水田・畑作経営所得安定対策における過去の生産実績がない案件等への対応については、加入者の経営発展等を促進するため、経営規模の拡大や生産調整の強化への対応等を行う者に対し経営安定が可能となる水準の支援を行っています(図 - 16、17)。

図 - 16 担い手経営革新促進事業の内容

水田・畑作経営所得安定対策加入者の更なる経営発展を促進するため、意欲と能力のある担い手の作付拡大に必要な経費の一部を拡大面積に応じて助成します。

<事業実施期間>

平成19年度から21年度までの3年間

<対象品目>

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの4品目
(「毎年の生産量・品質に基づく支払」と同じ)

<助成の対象となるケース>

- 平成17年産以降の農外からの新規参入
- 平成19年産以降の米の生産調整強化への対応
- 平成19年産以降の経営規模の拡大

により対象品目の生産を拡大した場合が助成の対象です。

作付拡大の全てが対象になる訳ではありません
【野菜から大豆への転換など、単なる作目転換は対象外です。】

<助成を受けるための主な要件>

- 都道府県担い手育成総合支援協議会が定める新技術を導入すること
- は種前契約の締結等、需要に応じた生産を実施していること
- 生産物の品質について、上位区分の占める比率が農協等の出荷単位の概ね平均以上であること(農外から新規参入した場合は除く)

<助成単価及び助成額の算出方法>

(円 / 10a)

小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆
27,600	20,900	18,200	23,600	20,200

注: てん菜・でん粉原料用ばれいしょについては、小麦の単価を適用します。

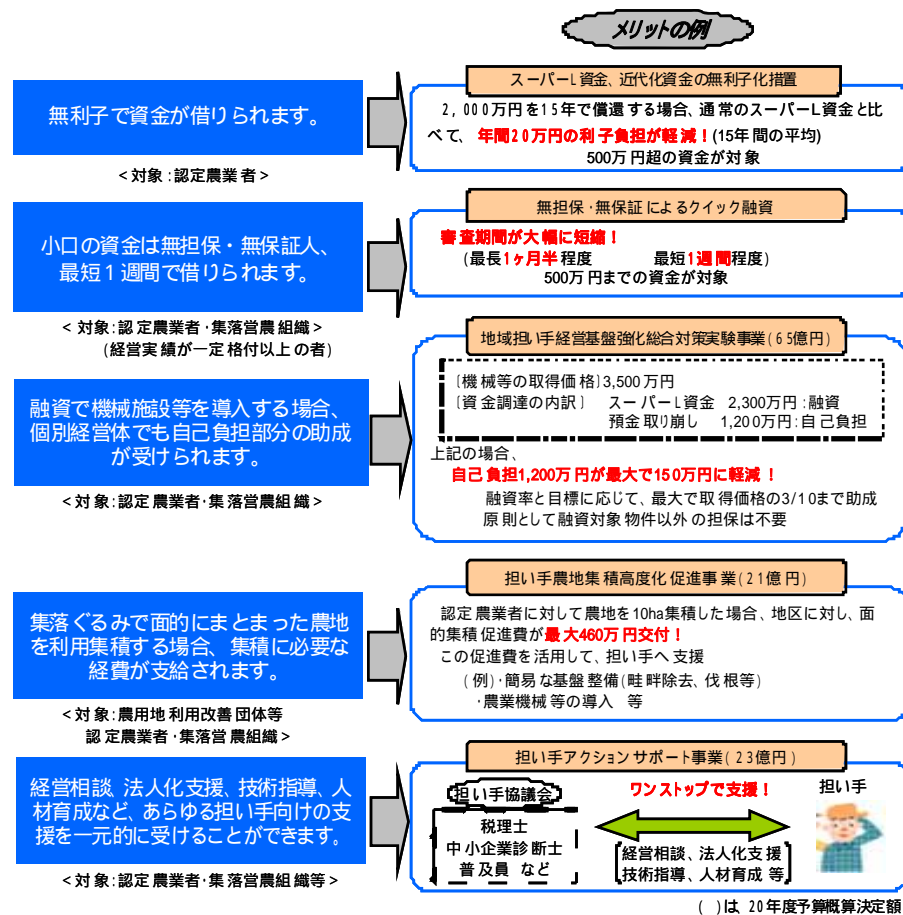
助成単価は、原則として全国一律とします。

$$\text{助成額} = \text{助成対象面積} \times \text{作目ごとの助成単価}$$

図 - 17 担い手育成・確保支援対策の内容

新たな発想に立った担い手支援策の創設

水田・畑作経営所得安定対策の導入と合わせて、認定農業者や集落営農組織に対する支援策が大幅にパワーアップしました。これにより、担い手となるメリットが格段に大きくなりました。



(注) 各事業等ごとに要件や予算枠等があります。また、上記以外にも、野菜、畜産の品目別対策等、様々な支援策があります。

(5) 耕畜連携水田活用対策

飼料自給率の向上に向けて、水田における効果的な飼料生産振興を図るため、地域自らの提案による生産性の向上や生産コストの低減、作付規模の拡大等飼料生産振興に直結する取組に対して支援を行っています。

具体的には、飼料生産収穫用機械の導入等に対する補助や地域の創意工夫により設定した面積当たり単価(上限13千円/10a)に基づいて、団地化による飼料生産や稲発酵粗飼料、水田放牧等により水田での飼料利用を推進しています。

このうち非主食用米としての稲の利用である稲発酵粗飼料及びわら専用稲については、一定の効果がでており、平成20年度においても、引き続き本事業により推進することとしています(表 - 14)。

表 - 14 耕畜連携推進対策(平成16~18年度)における実施状況

(単位:ha)

区 分	合 計	事業対象面積	
		うち 稲発酵粗飼料	うち わら専用稲
16年度	31,262	3,807	341
17年度	33,360	3,968	429
18年度	35,663	4,374	578

資料：農林水産省調べ

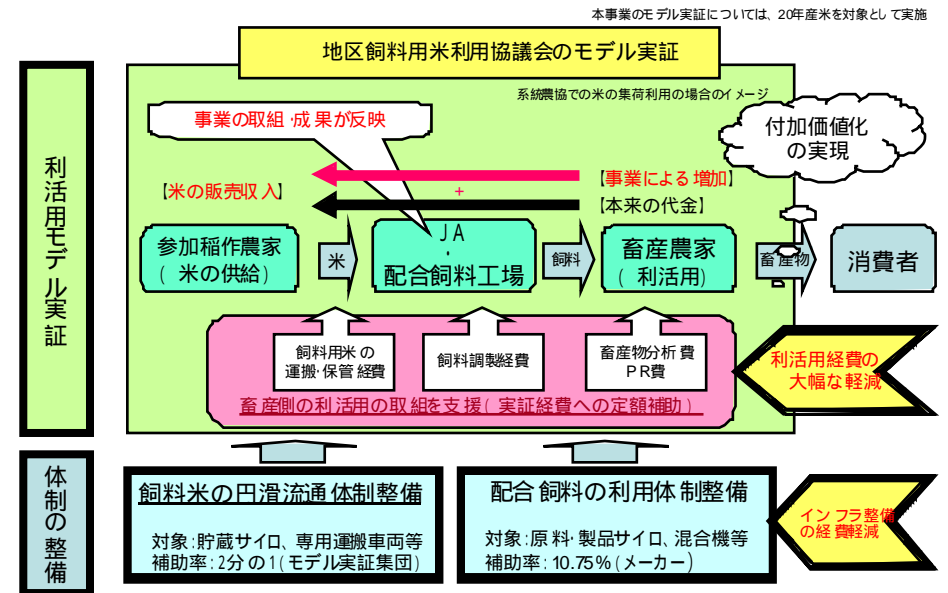
(6) 飼料用米導入定着化緊急対策

最近の配合飼料価格の高騰により、米が国内で生産される有力な飼料用穀物として期待され、低コスト生産技術確立試験として生産が推進されています。

しかしながら、実際に飼料用米が生産されても、国内で飼料用米の利活用が本格的に行われたことがないことから、畜産側において、飼料用米を活用した畜産物の付加価値化等を図るとともに、米の飼料活用を可能とする環境・体制を整備することが課題となっています。

このため、飼料用米の利活用を行うモデル実証を全国的に展開するとともに、生産される畜産物の付加価値化を図るための給与方法等の検討、飼料用米の利活用に必要な機械等の整備を推進します(図 -18)。

図 - 18 飼料用米導入定着化緊急対策の概要



米の輸出入に関する事項

1 米の輸出

(1) 輸出の現状

日本産米の輸出については、近年の台湾、香港、シンガポール等の東アジア地域における経済発展を背景に、富裕層が増加し、日本食も普及・定着しつつあることから、輸出実績は増加傾向にあり、平成19年の輸出総額は約5.3億円(対前年比124%)、輸出数量は940トン(対前年比97%)となりました(表 - 1、2)。

また、中国向けの輸出が昨年から暫定的に再開され、19年6月には24トン、12月と20年1月に50トンずつが輸出され、北京、上海など、中国主要都市で販売されています。

(2) 米の輸出促進に向けた取組

米の輸出促進については、諸外国の高所得者層をターゲットとした販売を基本として、我が国の米が持つ食味や品質の良さといった強みを活かしつつ、日本食の普及促進等を通じた積極的な取組を講じています。

具体的には、輸出先国の検疫・通関制度等により輸出阻害要因となっているものについては、相手国に対して引き続き必要な改善について要請・協議を行うとともに、輸出に関心のある者への主要輸出先国の制度情報や市場動向等の提供、生産者団体等の海外における販売促進活動に対する支援、日本食の普及との相乗効果をねらった日本産米のPR活動といった取組を実施し、民間事業者による輸出の取組を後押ししていきます(表 - 3)。

表 - 1 商業用米穀輸出の主な輸出先国・地域(平成19年)

(単位:輸出数量はトン、輸出総額は百万円)

	台湾	香港	シンガポール	中国	その他	計
輸出数量	450	218	92	72	108	940
輸出総額	175	119	48	43	142	527

資料:農林水産省調べ

表 - 2 商業用米穀輸出の主な事例

輸出先	取扱銘柄	販売方法等	輸出実績
台湾	「ヘルシー元氣米(コシヒカリ)」	生産者が直接台湾の販売店舗に出向き、現地消費者に産地の顔が見える販売を実施。	6.2t(H19)
台湾	特別栽培米「ひとめぼれ」	見本市や物産展への出品により、輸出銘柄の現地消費者への浸透を図る。	3.6t(H18)
香港、台湾	「コシヒカリ」	経済連と県が連携して積極的に県産米をPR。担当者が現場に赴き、試食販売を実施。	香港5.5t、台湾2.1t(H18)
マレーシア	「ひとめぼれ」	在マレーシア日本大使公邸でのレセプションにて、県産の食材とともに県産米をPR。	5t(H19)

資料:農林水産省調べ

表 - 3 米の輸出促進に向けた取組(平成19年度)

	具体的な取組
輸出先国の制度・市場動向等の提供	輸入制度、輸入手続き等に関する情報の収集 海外市場調査の実施
生産者団体等の販売促進活動に対する支援	常設店舗において、試食会、調理講習会等を実施 輸出拡大に取り組む事業者の海外販促活動等に対する支援
日本産米のPR活動(日本食の普及との相乗効果)	中国での日本産米販売開始セレモニー(7月)や、在外公館におけるレセプションイベント等を利用した日本産米のPR活動 広報用パンフレットやレシピ集等の販促用資材の作成

2 米の輸入

(1) 輸入及び販売数量

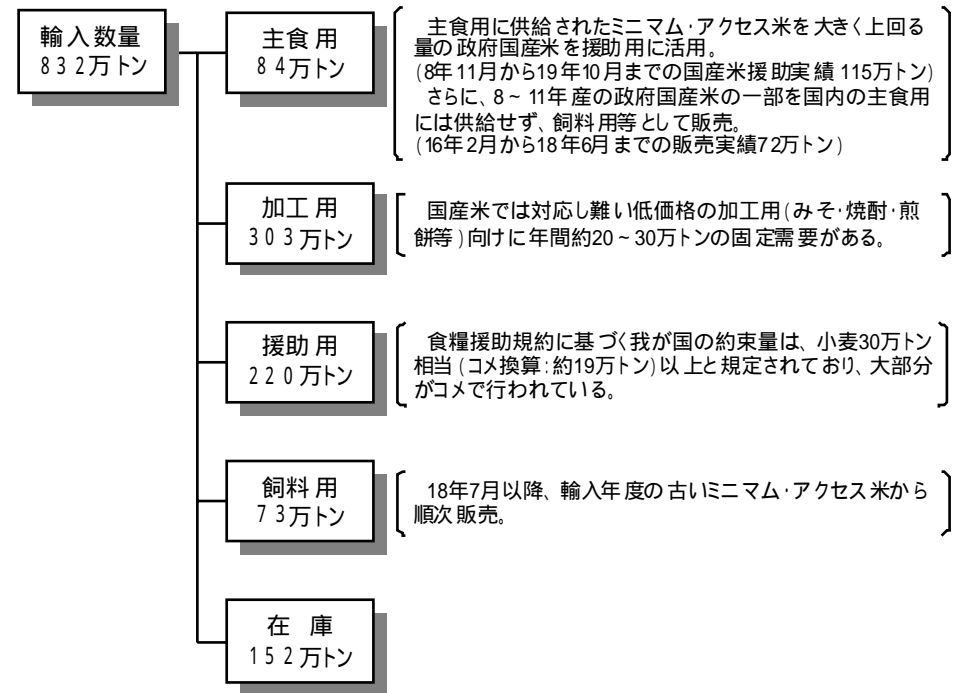
ミニマム・アクセス米については、全量国家貿易の下、基本的に、政府が全量を買入れ、市場の状況を踏まえ、価格等の面で国産米では十分対応し難い用途（主として加工用途）に向けて販売しています（図 - 1）。

販売されなかったミニマム・アクセス米は、国産米とともに援助用途に充てられているほか、新規用途需要等に充当するよう政府が在庫として管理していますが、平成18年7月以降、輸入年度の古いミニマム・アクセス米から順次飼料用に販売を開始したことから、ミニマム・アクセス米の在庫は、18年10月末現在189万トンから、19年10月末現在152万トンと減少しています。

今後も需要に応じて飼料用に販売していくとともに、加工用途向けに需要拡大を図っていくほか、新製品の開発による新規用途の需要拡大に積極的に取り組むなど、引き続き在庫縮減に向けた一層の努力をしていくこととしています。

なお、ミニマム・アクセス米以外の米の輸入については、枠外税率が課され、実際の輸入数量はごく限られたものとなっています。

図 - 1 ミニマム・アクセス米の販売状況
(平成7年4月～19年10月末)



資料：農林水産省調べ

注：1) 輸入数量は、19年10月末時点での政府買入実績である。
2) 在庫152万トンには、飼料用備蓄35万トンが含まれる。

(2) 輸入方針

平成20年度の輸入数量については、WTO農業交渉において新たな合意ができるまではアクセス数量は12年度の水準が維持されることから、19年度と同水準の77万玄米トンとします。

SBS輸入については、年4回程度入札を行い、予定数量を10万トンとします。

また、国別・種類別の輸入方針については、19年度には、ミニマム・アクセス数量の枠内で国内需給の状況を見極め弾力的な輸入を行ってきており、20年度においても、引き続き、国内の需要動向を踏まえ、通年安定的な販売操作が可能となるよう配慮しつつ、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に輸入を実施します。

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）

参考付録

参考付録

- 1 米緊急対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 農政改革三対策の着実な推進について・・・・・・・・ 4
- 3 飼料用米の先進事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 4 バイオエタノール用米生産の取組事例・・・・・・・・ 13

「米緊急対策」の概要

(平成19年10月29日農林水産省農政改革三対策緊急検討本部決定)

備蓄運営

政府は、備蓄水準を適正水準(100万トン)まで積み増すこととし、34万トンを年内に買入れ。市場への放出は、当面、原則として、抑制。

全農による非主食用処理

全農は、平成18年産うるち米の販売残10万トン相当量を非食用(飼料)へ処理。
政府は、全農に対する一部助成を用意。

平成20年産の生産調整の農協系統と行政の取組

生産調整目標は主食用販売数量と作付面積の二本立てとし、都道府県間調整のスキーム等を設ける。
目標の配分・作付・収穫等の各段階で、都道府県・地域における取組状況を把握し、強力に指導。
生産調整を実施しない者に対する強力な働きかけ。取組結果に応じた産地づくり交付金等の調整。
非主食用の米生産について、生産調整にカウントする仕組みを構築。
作況・過剰作付けによる生産オーバー分を生産者団体が主体的に処理する出口対策を構築。

農協系統、特に全農による米価安定のための取組

産地間の過度の安売競争を回避するよう、県本部・経済連・農協を指導。
消費者・スーパー・外食産業等への直接販売の拡大などによる安定的販路の確保。
は種前契約・収穫前契約の拡大。
「篩下米」や非主食用米の集荷・販売体制の確立。
平成20年産米の仮渡金に対する適切な対処。

消費者の信頼できる品質表示や適正流通の確保

JAS法等に基づく取締りを徹底し、不適正な行為を行った販売業者には厳正に対処。

米の消費拡大

食育の一環として、「めざましごはんキャンペーン」をはじめ、米の消費拡大のための国民運動を効果的に推進。
パン・麺・菓子等の原料としての米粉の利用を本格的に推進。

1 米緊急対策について

米 緊 急 対 策

平成19年10月29日
農 林 水 産 省
農政改革三対策緊急検討本部

平成19年産の米価は、米の消費量が年々減少する中で生産調整の実効性が確保できていないことや、全農の仮渡金の変更が各産地の販売行動や卸売業者の購買行動に多大な影響を与えたこと等から、作況99でありながら、大幅に下落する異常事態となっている。

こうした米価の大幅下落は、経営規模の大きい農業者を直撃するだけでなく、小規模・高齢者を含めて多数の農業者の経営を不安定なものとし、地域農業・地域経済の活力を損っている状況にある。

こうした本年の特殊な状況にかんがみ、下記のような米緊急対策を講ずることとする。

1 政府は、備蓄水準を適正水準（100万トン）まで積み増すこととし、34万トンを年内に買い入れる（市場価格を標準とする入札方式）とともに、備蓄米の市場への放出は、当面、原則として、抑制する。

2 全農は、自らの平成18年産うるち米の販売残10万トン相当量について、原則として、その全量を非主食用（飼料）へ処理することとし、政府は、全農に対する応分の助成を用意する。

3 平成20年産の生産調整については、主食用米の需給バランスが確保できるよう、農協系統と行政が適切に連携して、全都道府県・全地域で、目標を達成できるよう全力をあげることにする。

(1) このため、国・都道府県・市町村は、生産調整の実効性の確保に積極的に関与する観点から、次の措置を講ずる。

生産調整の進め方

ア 生産調整目標は、主食用販売数量と作付面積（数量の面積換算値）の二本立てとし、目標の都道府県間調整のスキーム等を設ける。

イ 生産調整目標の配分・作付け・収穫等の各段階において、都道府県・地域における生産調整の取組状況を把握し、適切な取組が行われるよう、強力に指導する。

ウ 生産調整非実施者に対しても米の需給状況を認識し適切な対応をとるよう強力に要請するとともに、結果として生産調整目標を達成しない都道府県・地域については、産地づくり対策を調整するとともに、他の補助金等の採択や配分について考慮する。

1 米緊急対策について

生産調整の手法

非主食用の米（飼料・米粉・輸出・バイオエタノール用）の生産は、確実に非主食用に販売され、横流れが防止できることを条件に、生産調整にカウントする仕組みを構築する。

出口対策

作況・過剰作付により主食用需要を超える生産が行われた場合に、生産者団体が主体的に、需要を超える分を確実に非主食用に処理し、主食用販売数量を需要の範囲に収める出口対策を構築する。

（２） また、農協系統は、米の大宗を取り扱う集荷・販売業者であることを自覚し、全都道府県・全地域において、責任をもって生産調整の実効性の確保に取り組む体制を整え、傘下の農協・組合員を強力に指導する。

特に、全農は、米価の安定に資するため、次の措置を講ずるものとする。

産地間の過度の安売競争を回避し、適切な価格形成がなされるよう、県本部・経済連・農協を適切に指導する。

消費者・スーパー・外食産業等への直接販売を拡大するなど、安定的な販路の確保に努める。

麦で定着し、米でも一部の産地で開始されている、は種前契約・収穫前契約を拡大する。

主食用米の販売環境を整えるため、「篩^{ふる}下米」や非主食用の米の集荷・販売体制を確立する。

平成20年産の仮渡金の取扱いについては、本年の反省を踏まえて、適切に対処する。

4 米について、消費者の信頼できる品質表示や適正な流通を確保するため、JAS法等に基づく取締りを徹底し、不適正な行為を行った販売業者には厳正に対処する。

5 食生活の変化の中で米の消費が減少しており、その結果として栄養バランスが崩れて肥満・生活習慣病等の問題が生じ、また自給率が低下している。このことを踏まえ、食育の一環として、朝食欠食の改善を目指した「めざましごはんキャンペーン」をはじめ、米の消費拡大のための国民運動を効果的に進める。また、パン・麺・菓子等の原料としての米粉の利用を本格的に推進する。

2 農政改革三対策の着実な推進について

(別紙1)

農政改革三対策の着実な推進について

平成19年12月21日
農 林 水 産 省
農政改革三対策緊急検討本部

平成19年度から導入された品目横断的経営安定対策、米政策改革及び農地・水・環境保全向上対策について、実態に即した必要な改善等を行いつつその着実な推進を図っていくため、別紙1から3の対策を講じることとする。

品目横断的経営安定対策の見直し

品目横断的経営安定対策については、制度の基本を維持しつつ、これを地域に定着させていくため、現場から指摘された多くの問題を真摯に受け止め、次のとおり地域の実態に即した見直しを行う。

1 面積要件の見直し(市町村特認制度の創設)

物理的特例や所得特例などの既存の各種特例を活用しても本対策に加入できない者であっても、地域農業の担い手として周囲からも認められ、熱意を持って営農に取り組む者であれば、本対策への加入の道が開かれるようにする。

このため、従来の知事特認制度に代えて、新たに市町村特認制度を創設することとする。具体的には、地域の担い手として「地域水田農業ビジョン」に位置付けられた認定農業者又は集落営農組織であって、市町村が本対策への加入が相当であると認めるものについては、国との協議により、本対策に加入できる道を開くこととする。また、その旨を、国が定めるガイドラインにより周知徹底する。

2 認定農業者の年齢制限の廃止・弾力化

認定農業者の認定に当たり、市町村が独自の判断基準として年齢制限を設けている場合、その硬直的な運用により意欲のある高齢農業者が地域の担い手として排除されることのないよう、年齢制限の廃止又は弾力的な運用を強力に指導する。

3 集落営農組織に対する法人化等の指導の弾力化

集落営農組織は、集落総参加により組織化した段階のものから、オペレーターに実質的な経営が委ねられているものまで、多様な実態にある

2 農政改革三対策の着実な推進について

ことを踏まえ、集落営農組織の法人化や主たる従事者の所得目標等の要件についての現場での指導が、画一的なものや行き過ぎたものにならないよう、要領等で明記する。

4 先進的な小麦等産地の振興

(1) 小麦等穀物の国際相場が急騰する中で、近年、単収向上が著しい国内の先進的な小麦産地やてん菜産地において、地域の生産力に見合った収入が確保されるようにすること等により、小麦・てん菜が安定的に生産し得るよう支援策を講ずる。

小麦主産地緊急支援対策	151億円	$\left. \begin{array}{l} 19 \text{ 補正} \\ (98\text{億円}) \\ 20 \text{ 当初追加} \\ (53\text{億円}) \end{array} \right\}$
てん菜主産地緊急支援対策	17億円	

(2) 19年産の豊作に伴い、は種前契約数量を超過した麦が発生した産地に対しては、20年産以降、は種前契約数量を適切に設定する等の取組が行われるよう、特別な支援を行う。

追加契約麦流通円滑化対策 5億円(19 団体基金事業)

5 収入減少影響緩和対策の充実

19年産米については、米緊急対策の実施により価格が回復する兆しが見えてきているが、万が一収入減少が10%を超えることがあった場合には、その10%を超える収入減少に対しては、農家の積立金の拠出なしに国の負担分による補てんが行われる特別な措置を講ずることにより、農家の不安を払拭する。

また、20年産以降においては、このような積立金不足の事態が生じ

ないよう、農家の選択により10%を超える収入減少に備えた積立金の拠出が行える仕組みを設ける。

収入減少影響緩和対策 111億円(20 当初追加)
(10%超下落対策)

6 集落営農への支援

集落営農を組織化しやすくし、また小規模・高齢農家が参加しやすくするとともに、既に組織化された集落営農の運営がより安定するよう、合意形成に向けて集落リーダーが行う諸活動、融資やリースを活用した機械・施設の整備等に対する支援を充実する。

7 農家への交付金の支払の一本化、申請手続の簡素化等

(1) 農家への交付金の支払の一本化(農協による立替払の実施及び交付金支払時期の前倒し)

農家への麦等の販売代金とこれら作物に係る緑ゲタ(過去の生産実績に基づく交付金)、黄ゲタ(毎年の生産量・品質に基づく交付金)等の交付金の支払については、農家の資金繰りにも配慮し、農協系統の協力を得て従来どおり立替払を実施することにより、農家に対しバラバラにではなく、一括してまとまった支払が行われるようにする。

なお、農家への立替払が円滑に行われるよう、国は、交付金の交付時期を前倒しする(緑ゲタは10~12月 7~8月、黄ゲタの麦分は翌年2~3月 年内12月まで)。

(2) 申請書類の削減・簡素化、申請時期の集中化

加入申請者や加入支援を行う農協系統等の事務負担を軽減するため、提出書類を大幅に削減・簡素化するとともに、申請時期を一定時期(4~6月)に集中化する。また、加入申請等に係る諸事務に関し、農政事務所と都道府県、市町村その他の関係機関の連携を強化する。

2 農政改革三対策の着実な推進について

8 その他

(1) 用語の変更による誤解の解消

本対策に係る誤解を解消するとともに、制度の正しい理解の推進に資するよう、制度における用語を変更する。なお、当分の間は、新用語と旧用語を併記するなどして、現場が混乱しないよう留意する。

品目横断的経営安定対策	(北海道向け) 水田・畑作経営所得安定対策
	(都府県向け) 水田経営所得安定対策
ゲタ	(北海道向け) 麦・大豆等直接支払
	(都府県向け) 麦・大豆直接支払
緑ゲタ	固定払
黄ゲタ	成績払
ナラシ	収入減少補てん
経理の一元化	共同販売経理

(2) 現場の要望を踏まえた運用の改善

以上のほか、生産現場からの要望を踏まえ、本制度の運用につき改善を進める。その際、過去の生産実績の移動ルールに関しては、調整のガイドラインを策定する。

(3) 見直し内容の十分な周知

今回の見直し内容を生産現場に周知徹底するとともに、本制度の理解の増進を図るため、本省及び地方農政局等に相談窓口を置く。

(4) 農業資材費等の低減対策についての農協系統への要請

農家のコスト縮減や手取りの増加に資するよう、農協系統が自ら取り組む経済事業改革等の中で、各種手数料の削減や資材費の引下げ等につき具体的な目標を定め、計画的な取組を行うよう、農協系統に要請する。

(5) 農業共済制度における共済単収の適正化

今回、小麦主産地緊急支援対策の対象となった市町村等については、災害時に適正な共済金が支払われるよう、農業共済制度における共済単収について、近年の単収向上の実態を踏まえ、早急に見直しを行う。

2 農政改革三対策の着実な推進について

(別紙2)

当面の生産調整の進め方

1 基本的考え方

主食用米の消費の減少傾向を踏まえ、全都道府県・全地域で、10年程度先を見通した地域の水田農業のあり方、個別の農業経営のあり方等を検討した上で、20年産以降の生産調整の実効性の確保を目指す。

食糧法の枠組みを踏まえつつ、行政(国・都道府県・市町村)も、農協系統等と適切に連携して、全都道府県・全地域で生産調整目標を達成するよう全力をあげる。

特に、19年産の生産調整が目標未達となっている都道府県・市町村において重点的に取り組む。

都道府県段階・市町村段階における推進に当たっては、次の関係者がそれぞれ及び相互に連携して生産調整目標を達成するため全力をあげることを確認する。特に、19年産において大幅に過剰作付けとなっている都道府県・市町村など、これまでの推進状況・達成状況等からみて必要な場合には、生産調整目標達成合意書の締結を行う。

都道府県については、農協中央会長その他の農業者団体・集荷団体の長、地方農政局長、都道府県担当部長等の関係者

市町村については、農協中央会長・関係農協組合長その他の農業者団体・集荷団体の長、地方農政局長又は地方農政事務所長、都道府県担当部長、市町村長等の関係者

都道府県協議会・地域協議会の運営に当たっては、その会長・事務局いかにかわらず、メンバーとなっている農業者団体及び行政がそれぞれ及び相互に連携して積極的に取り組む。

生産調整非実施者や非実施者から集荷している集荷業者・販売業者に対しても、米の需給状況を認識し、適切な対応を取るよう強力に要請する。

全集連・全米販等との協議を進め、その結果を踏まえて、生産調整の実効性確保に向けた更なる具体的方策を策定する。

都道府県協議会・地域協議会の全国版として、全国協議会(全中・全農・全集連・全米販・農林水産省等で構成)を設ける。

2 主食用米の生産数量目標の適切な設定

(1) 需要見通し

確実に需給バランスがとれる水準に設定する。

(毎年需要減少量に毎年の変動幅を考慮し、主食用米需要見通しを819万トンとする)

(2) 都道府県別の需要量に関する情報

従来ルールに即しつつ、過剰作付県に対するペナルティと達成県に対する配慮を行って配分する。

数量のほか、面積換算値も提示する。

その際の平年単収は、都道府県ごとの統計数値を用いて算定する。

都道府県から市町村、市町村から地域協議会、地域協議会から方針作成者への情報提供に当たっても、面積換算値を提示する。

各段階において提供する面積換算値総数は、各段階が提供された面積換算値の範囲内に収まるようにすることを基本。

(3) 都道府県間調整

2 農政改革三対策の着実な推進について

1月10日を目途として、次の条件で、都道府県から生産数量目標の増減の申出を受け付けた上で、国が調整する。

目標削減申出都道府県 産地づくり交付金を加算
(110千円/トンを上限)

目標増加申出都道府県 産地づくり交付金を減額
(40千円/トンを下限)

3 「新規需要米」による生産調整方式の導入

「主食用米」「加工用米」以外の米の新規需要について、当該用途に確実に使用することを農業者、需要者等の契約書及び誓約書で確認した上で、生産調整にカウントする。

契約書等に違反し、主食用等に横流しをした場合には、農業者及び需要者等にペナルティ(産地づくり交付金等の返還、名称・違反事実の公表、政府米買受資格の停止等)を課す。

4 目標達成に向けたコントロールの強化

(1) 目標配分段階

地域協議会は、全水稲作付農業者が直接又は間接に参画し、公正な議論の上で、配分ルールを決定し、適切に目標が提供されるよう措置する。

地域協議会は、に当たっては、地域全体として目標が確実に達成できるよう留意する。

地域協議会は、目標配分後、配分した数量及び面積を県協議会経由で全国協議会に報告する。

(2) 作付段階

地域協議会は、作付終了後、地域内の水稲作付面積及び加工用米・新規需要米の作付面積(この差を主食用作付面積とみなす)を県協議会経由で全国協議会に報告する。

地域協議会は、面積把握に当たっては、共済組合・農政事務所等と連絡を密にする。

生産調整実施計画書・営農計画書と水稲共済引受申告書の様式の一体化、生産調整実施状況の確認の合同実施、関係機関との作付面積等についての情報交換・重点地域の現地確認等。

地域協議会は、主食用作付面積が生産数量目標の面積換算値を超える場合には青刈り・新規需要米の作付面積の拡大等の事後対策を講ずる。

(3) 収穫段階

地域協議会は、収穫後、地域内の総収穫量(篩下米を含む)、くず米・加工用米・新規需要米・区分出荷米の販売予定数量(この差を主食用販売数量とみなす)を県協議会経由で全国協議会に報告する。

数量把握に当たっては、共済組合、農政事務所等と連絡を密にする。

生産調整実施状況の確認の合同実施、関係機関との収穫量(作付面積・作柄等)についての情報交換・重点地域の現地確認等。

地域協議会は、主食用販売数量が生産数量目標を超える場合には、新規需要米の販売予定数量の拡大等の事後対策を講ずる。

これに関連して、現実にワークする出口対策のあり方について、引き続き検討する。

2 農政改革三対策の着実な推進について

5 生産調整実施者メリット

(1) 産地づくり交付金のうちの(2)以外の部分
前年産と同一の金額を都道府県別に配分する。

(2) 新需給調整システム定着交付金のうちの100億円

30億円を2-(3)の都道府県間調整用の財源としてプールする。

それ以外の部分について、19年産の生産調整の取組実績に配慮して配分する。

(3) 地域水田農業活性化緊急対策(平成19年度補正予算)

総額 500億円

内容

ア 麦、大豆、飼料作物等の生産の拡大

地域協議会との5年契約を前提に、20年産の麦・大豆・飼料作物等の作付面積(生産調整の拡大分)について、5万円/10aの緊急一時金(19年産の未達成者は、3万円/10a)ただし、1農業者100万円を上限(地域協議会が生産調整目標の達成上特に必要であるとして都道府県協議会の承認を得た場合は、その額を上限とする。)

イ 非主食用米の低コスト生産技術の確立(多収品種・直播栽培・二期作・麦と非主食用米の年2作等)

地域協議会との3年契約を前提に、20年産の試験圃場面積(生産調整の拡大分)について、5万円/10aの緊急一時金

配分

20年産の生産調整の拡大への対応を中心として配分する。

6 目標未達成の都道府県・地域・農業者への対処(ペナルティ)

(1) 目標を達成したかどうかは、当該地域全体としての主食用作付面積(全水稻作付面積から加工用米・新規需要米の作付面積を控除したもの)で判定することを基本とする(作況による生産オーバーが発生した場合は、集荷円滑化対策等に対応)。

ただし、当該地域全体としての主食用販売数量(総収穫量からくず米・加工用米・新規需要米・区分出荷米の販売予定数量を控除したもの)が生産数量目標の範囲内となっている場合も達成とする。

(2) 20年産の生産調整が目標未達となった都道府県・地域については、

20年産の産地づくり対策が、予定通り交付されないことがあり得る。

21年産の各種補助事業・融資について、不利な取扱いを受けることがあり得る。

21年産の産地づくり対策について、不利な取扱いを受けることがあり得る。

なお、関係者は目標未達成とならないよう全力をあげることとし、未達となった都道府県・地域の具体的な取扱いについては、20年産の生産調整のステージごとの推進状況・達成状況等を見ながら、適切なタイミングで決定する。

(3) 認定農業者であることが要件となっている農林漁業金融公庫のスーパーL資金については、今後(平成16年8月の借用証書変更以降の借入れに適用)、生産調整非実施となったことを理由に認定農業者の認定が取り消された場合には、繰上償還を求めるとともに、農林水産

2 農政改革三対策の着実な推進について

長期金融協会からの利子助成の措置を停止する。

スーパーL資金以外の政策融資、融資残補助をはじめとする各種政策支援措置については、災害資金など一定の分野を除き、生産調整非実施者をその対象としない方向で検討する。

また、国（農政事務所等）及び都道府県・市町村並びに農業者団体、共済組合等関係機関は、作付面積等について情報交換を密にするとともに、農政事務所等が重点地域の現地確認を行うなど、共通認識の醸成に努めるものとする。

7 農協系統の役割等

（1）農協系統に対して、次のことを要請する。

食糧法の枠組みに基づく生産調整の主体である生産者団体として、行政と連携して、生産調整の達成に責任を持って取り組む。

播種前契約、買取集荷等に積極的に取り組み、集荷率を上げる。

節下米や非主食用米の集荷・販売体制を確立し、多様な米需要に的確に対応する。

（2）農協の生産調整非実施者からの米の集荷については、生産数量目標の範囲内で締結された出荷予約契約の数量に着目し、生産数量目標の範囲内の米とそれを超える米とで引受けや価格について差をつけても、原則として問題とならないことを周知する。（なお、生産調整非実施者について、一律に不利益な扱いをすることは問題となるおそれがある。）

8 その他

今後の生産調整の具体的進め方については、国・都道府県・市町村・農業者団体等の連絡を密にし、必要な調整を行いながら決定する。

特に、各地の効果的な取組を関係者が共有し、また各地が抱える問題点の解決策を見出せるような仕組み（メーリングリスト、ホームページ等）を設ける。

2 農政改革三対策の着実な推進について

(別紙3)

農地・水・環境保全向上対策に係る事務手続の簡素化

活動組織が行う採択申請及び報告の事務負担を軽減するため、提出書類を大幅に削減・簡素化するとともに、実施の確認のための作業日報等の資料についても簡素化する。

また、現場の農業者等がわかりやすい書類作成等の手続マニュアルを作成する。

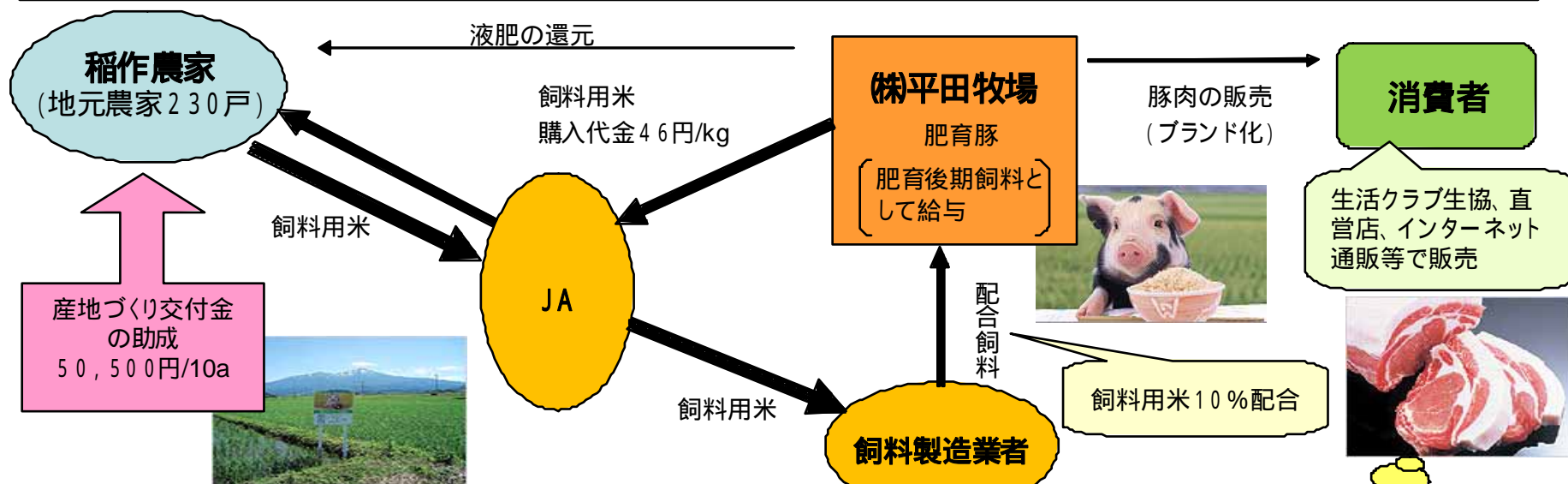
飼料用米の先進事例(株平田牧場・山形県)

食料自給率の向上、国土の維持・管理、水田文化の継承等を目的として、平成16年度から山形県遊佐町、大学、生産者団体、消費者団体等により取り組まれる「飼料用米プロジェクト」に参画。

遊佐町での作付面積は、16年の7.8haから19年は130haに大幅に拡大。

(株)平田牧場が飼料用米を買い取り、自社の肥育豚の飼料に輸入トウモロコシの代わりに、飼料用米を10%配合。

現在、生産された豚肉は「こめ育ち豚」として、生活クラブ生協などを通じて販売。



遊佐町における飼料用米生産状況

	16年度	17年度	18年度	19年度
作付面積 (ha)	7.8	19.4	60.5	130
生産量 (ト)	30.3	107.7	347.3	691.2
平均単収 (kg/10a)	388	555	574	530

飼料米の給与による肉質への影響

- ・ 筋肉内脂肪の増加。
- ・ 肉が柔らかくなる。
- ・ 脂肪融点の低下。 等

バイオエタノール用米生産の取組事例

1 取組地域

新潟県JAにいがた南蒲

2 取組概要

全国農業協同組合連合会は、JAにいがた南蒲管内の農業者にバイオエタノール原料イネの栽培実証試験として「北陸193号」の栽培を委託し、以下の取組を実施。
 エタノール原料としての栽培品種の収量及び生産コストの調査、
 収穫された原料籾を長期保管した場合のエタノール原料としての劣化状況等の調査

3 取組実績

	18年度	19年度
生産農家(戸)	2	46
作付面積(ha)	0.8	37.5
単収(kg/10a)	880	602

注:1)19年度は、JAえちご上越管内の取組を含む。

2)19年度の単収は、

最高分けつ期である7月中・下旬の低温により、穂実の成長が例年どおり進まなかった

多収品種とするためインディカ種の形質を導入した「北陸193号」は寒さに対する耐性が弱く、低温による減収の影響が大きかったことから18年度に比べ収量が減少している。

4 バイオ用米販売価格

20,000円/トン

5 販売先

全国農業協同組合連合会

6 生産農家に対する助成措置

産地づくり交付金により 30,000円/10a を助成。

参考統計表

参考統計表目次

- 1 平成19年産水稻の作付面積及び収穫量・・・・・・・・・・15
- 2 平成19年産米の銘柄別政府買入数量及び政府買入価格・・16
- 3 コメ価格センターの月別取引状況(平成18年産米、19年産米)
・・・・・・・・・・17
- 4 平成19年産米の産地品種銘柄別価格の推移(定期注文取引)
・・・・・・・・・・18
- 5 平成19年産米取引の販売価格(全国・都道府県出荷団体)(平
成19年11～20年1月分)・・・・・・・・・・22

1 平成19年産水稻の作付面積及び収穫量

全 国 都道府県	19年産				
	作 付 面 積	10 a 当 たり 収 量	10 a 当 たり 平 年 収 量	作 況 指 数	収 穫 量
	ha	kg	kg		t
全 国	1 669 000	522	529	99	8 705 000
北 海 道	116 000	520	532	98	603 200
青 森	52 200	573	580	99	299 100
岩 手	58 500	529	533	99	309 500
宮 城	76 700	532	530	100	408 000
秋 田	94 100	584	573	102	549 500
山 形	69 800	601	594	101	419 500
福 島	82 600	539	537	100	445 200
茨 城	78 200	508	520	98	397 300
栃 木	67 200	534	539	99	358 800
群 馬	18 800	478	494	97	89 900
埼 玉	37 000	473	495	96	175 000
千 葉	62 900	522	531	98	328 300
東 京	188	407	405	100	765
神 奈 川	3 280	490	483	101	16 100
新 潟	120 700	539	539	100	650 600
富 山	40 600	521	535	97	211 500
石 川	26 700	513	517	99	137 000
福 井	27 500	512	517	99	140 800
山 梨	5 520	540	547	99	29 800
長 野	36 200	620	623	100	224 400
岐 阜	25 300	473	488	97	119 700
静 岡	18 300	509	523	97	93 100
愛 知	31 900	502	506	99	160 100

資料：農林水産省「平成19年産水陸稲の収穫量」

全 国 都道府県	19年産				
	作 付 面 積	10 a 当 たり 収 量	10 a 当 たり 平 年 収 量	作 況 指 数	収 穫 量
	ha	kg	kg		t
三 重	31 700	493	500	99	156 300
滋 賀	33 900	518	518	100	175 600
京 都	16 100	508	511	99	81 800
大 阪	6 210	495	493	100	30 700
兵 庫	39 200	495	504	98	194 000
奈 良	9 750	509	513	99	49 600
和 歌 山	7 890	474	493	96	37 400
鳥 取	14 100	475	523	91	67 000
島 根	19 900	484	508	95	96 300
岡 山	34 200	509	526	97	174 100
広 島	26 700	519	523	99	138 600
山 口	24 000	484	505	96	116 200
徳 島	14 000	475	474	100	66 500
香 川	15 000	494	499	99	74 100
愛 媛	16 000	492	498	99	78 700
高 知	13 800	450	459	98	62 100
福 岡	40 000	485	501	97	194 000
佐 賀	28 100	504	530	95	141 600
長 崎	14 600	472	474	100	68 900
熊 本	41 000	513	515	100	210 300
大 分	25 900	493	503	98	127 700
宮 崎	21 000	372	492	76	78 100
鹿 児 島	25 300	457	479	95	115 600
沖 縄	1 020	282	309	91	2 880

2 平成19年産米の銘柄別政府買入数量及び政府買入価格

産地名	品 種 名	政府買入数量	政府買入価格
北 海 道	きらら397	13,906	13,486
青 森	つがるロマン	12,900	13,650
岩 手	あきたこまち	1,500	13,350
	ひとめぼれ	11,000	13,579
宮 城	ササニシキ	3,000	14,082
	ひとめぼれ	18,250	13,721
秋 田	あきたこまち	70,851	13,541
山 形	コシヒカリ	3,800	14,563
	あきたこまち	500	13,545
	はえぬき	37,500	13,524
福 島	ひとめぼれ	300	13,361
福島(中通り)	コシヒカリ	5,350	13,998
福島(会津)	コシヒカリ	8,900	15,064
福島(浜通り)	コシヒカリ	3,850	14,015
茨 城	コシヒカリ	6,450	13,834
	あきたこまち	600	13,466
栃 木	コシヒカリ	12,600	13,860
群 馬	ゴロピカリ	1,101	12,446
	あさひの夢	300	12,904
埼 玉	コシヒカリ	950	14,020
	キヌヒカリ	301	13,387
千 葉	コシヒカリ	5,350	14,028

(単位:トン、円/60kg)

産地名	品 種 名	政府買入数量	政府買入価格
新潟(岩船)	コシヒカリ	3,002	16,180
新潟(佐渡)	コシヒカリ	5,100	16,151
新潟(一般)	コシヒカリ	62,011	15,924
富 山	コシヒカリ	14,450	14,910
石 川	コシヒカリ	6,501	14,700
福 井	コシヒカリ	4,950	14,490
長 野	コシヒカリ	5,701	14,175
愛 知	コシヒカリ	2,000	14,083
三重(伊賀)	コシヒカリ	1,001	14,343
三重(一般)	コシヒカリ	2,000	13,923
滋 賀	コシヒカリ	3,450	14,158
鳥 取	コシヒカリ	1,350	14,058
島 根	コシヒカリ	2,050	14,123
岡 山	朝日	550	14,103
	コシヒカリ	300	14,752
山 口	コシヒカリ	2,800	13,769
福 岡	ヒノヒカリ	1,151	13,459
熊 本	コシヒカリ	300	14,659
	ヒノヒカリ	1,500	13,396
	ユメヒカリ	302	12,285
	あきまさり	300	12,600
全 国 計		340,028	14,265

資料：農林水産省調べ

注：1) 政府買入数量は19年11月に実施した入札等により政府が買入れ、20年3月14日までに政府に引き渡された数量であり、政府買入価格はその入札等による契約単価の加重平均値(消費税含む)。
2) ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

3 コメ価格センターの月別取引状況（平成18年産米、19年産米）

		当年 8月	9月	10月	11月	12月	翌年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7・8月	計
上場 銘柄数	19年産	2	31	42	23	21	9	1						55
	18年産	3	34	66	56	47	40	37	37	16	15	10	1	68
上場数量 (トン)	19年産	1,394	17,454	21,734	6,355	4,440	3,079	408						54,865
	18年産	852	22,580	78,836	86,107	52,589	50,639	22,789	21,624	5,196	6,900	10,754	816	359,682
落札数量 (トン)	19年産	0	6,265	19,048	6,247	4,440	2,971	408						39,379
	18年産	199	2,520	12,951	16,966	9,489	18,001	8,926	9,166	4,153	4,734	4,534	816	92,456
申込倍率 (倍)	19年産	3.2	2.6	3.0	5.5	6.2	5.3	6.7						3.6
	18年産	0.2	0.1	0.4	0.6	0.4	0.7	0.9	1.2	2.9	2.1	1.0	3.6	0.7
落札率 (%)	19年産	0.0	35.9	87.6	98.3	100.0	96.5	100.0						71.8
	18年産	23.3	11.2	16.4	19.7	18.0	35.5	39.2	42.4	79.9	68.6	42.2	100.0	25.7

資料：コメ価格センター入札結果を基に作成
注：19年産は、2月27日現在の値である。

4 平成19年産米の産地品種銘柄別価格の推移（定期注文取引（その1））

（単位：円 / 60kg）

産地	銘柄	地域区分	その他の区分	8月		9月					10月					11月											
				29日	平均	5日	12日	19日	26日	平均	3日	10日	17日	24日	31日	平均	7日	14日	21日	28日	平均						
				第1回		第2回	第3回	第4回	第5回		第6回	第7回	第8回	第9回	第10回		第11回	第12回	第13回	第14回							
北海道	きらら397		確認米						13,387	13,387					14,227				14,227					14,815	14,815		
北海道	ほしのゆめ		確認米						13,584	13,584					14,424				14,424					15,698	15,698		
北海道	ななつぼし		確認米						13,522	13,522					14,362				14,362					15,540	15,540		
青森	むつほまれ																		13,641	13,641							
青森	つがるロマン		確認米						13,843	13,843	13,545													14,677	14,677		
青森	ゆめあかり		確認米																								
青森	まっしぐら		確認米						13,528	13,528	13,262													14,467	14,467		
岩手	あきたこまち		確認米						-	-	14,105	14,057							14,091	14,073			14,305	14,189			
岩手	ひとめぼれ		確認米						-	-	14,264	14,264							14,264	14,304			14,534	14,419			
宮城	ササニシキ		確認米						-	-	14,383								14,383				14,998	14,998			
宮城	ひとめぼれ		確認米						14,886	14,886	14,380								14,380				14,545	14,545			
秋田	あきたこまち		確認米						14,882	14,882	14,479	14,377							14,440				14,482	14,482			
秋田	ひとめぼれ		確認米																								
山形	コシヒカリ		確認米												15,329				15,329				-	15,438	15,438		
山形	あきたこまち		確認米																								
山形	はえぬき		確認米						14,703	14,703	14,231	14,176							14,204				14,282	14,472	14,377		
庄内	コシヒカリ		確認米												14,890				14,890				15,079	15,079			
庄内	はえぬき		確認米						-	-	14,193	14,155							14,174				14,420	14,420			
庄内	ひとめぼれ		確認米																								
福島	コシヒカリ	中通り	確認米												-	14,587			14,587								
福島	コシヒカリ	会津	確認米												-	15,450			15,450								
福島	コシヒカリ	浜通り	確認米												-	14,418			14,418								
福島	ひとめぼれ		確認米												14,067				14,067								
茨城	コシヒカリ		確認米						-	14,430	14,411	14,411	14,417	14,411					14,411								
茨城	コシヒカリ	北つくば																									
茨城	あきたこまち		確認米																								
茨城	ゆめひたち		確認米																								
栃木	コシヒカリ		確認米						14,462	14,462		14,418		14,472				14,445						14,596	14,596		
栃木	ひとめぼれ		確認米																								
栃木	あさひの夢		確認米																13,326				13,326				
千葉	コシヒカリ		確認米						-	-	14,721	14,417		14,670													
千葉	ふさおとめ		確認米																								
長野	コシヒカリ		確認米												14,874		14,769		14,770	14,806		14,771				14,771	
長野	あきたこまち		確認米												14,047		13,830		13,988	13,980							
新潟	コシヒカリ	一般							-	-																	
新潟	コシヒカリ	一般	確認米						-	-																	
新潟	コシヒカリ	魚沼	確認米																								

資料：コメ価格センター入札結果を基に作成

注：1）その他の区分に「確認米」と記載されているものは、「コメ価格センター」業務細則第7条第1項に規定する「種子・栽培履歴確認米」である。

2）価格は定期注文取引の価格であり、包装代（紙袋） 拠出金、消費税が含まれている。

3）価格欄の「-」は落札がなかった銘柄であり、空欄は上場がなかった銘柄である。

4 平成19年産米の産地品種銘柄別価格の推移（定期注文取引（その2））

（単位：円/60kg）

産地	銘柄	地域区分	その他の区分	12月				1月			2月
				5日	12日	19日	平均	16日	30日	平均	27日
				第15回	第16回	第17回		第18回	第19回		第20回
北海道	きらら397		確認米			15,249	15,249		14,737	14,737	14,652
北海道	ほしのゆめ		確認米								
北海道	ななつぼし		確認米								
青森	むつぼまれ										
青森	つがるロマン		確認米					14,298		14,298	
青森	ゆめあかり		確認米								
青森	まっしぐら		確認米								
岩手	あきたこまち		確認米			14,410	14,410				
岩手	ひとめぼれ		確認米			14,725	14,725				
宮城	ササニシキ		確認米								
宮城	ひとめぼれ		確認米								
秋田	あきたこまち		確認米								
秋田	ひとめぼれ		確認米								
山形	コシヒカリ		確認米								
山形	あきたこまち		確認米								
山形	はえぬき		確認米								
庄内	コシヒカリ		確認米								
庄内	はえぬき		確認米								
庄内	ひとめぼれ		確認米								
福島	コシヒカリ	中通り	確認米	15,030			15,030				
福島	コシヒカリ	会津	確認米	15,613			15,613				
福島	コシヒカリ	浜通り	確認米	14,862			14,862				
福島	ひとめぼれ		確認米	14,281			14,281				
茨城	コシヒカリ		確認米		14,883		14,883				
茨城	コシヒカリ	北つくば	確認米	14,840			14,840				
茨城	あきたこまち		確認米								
茨城	ゆめひたち		確認米								
栃木	コシヒカリ		確認米								
栃木	ひとめぼれ		確認米								
栃木	あさひの夢		確認米								
千葉	コシヒカリ		確認米								
千葉	ふさおとめ		確認米								
長野	コシヒカリ		確認米			14,777	14,777		15,134	15,134	
長野	あきたこまち		確認米			14,317	14,317				
新潟	コシヒカリ	一般									
新潟	コシヒカリ	一般	確認米	19,609			19,609	18,588		18,588	
新潟	コシヒカリ	魚沼	確認米					24,864		24,864	

資料：コメ価格センター入札結果を基に作成

注：1）その他の区分に「確認米」と記載されているものは、「コメ価格センター」業務細則第7条第1項に規定する「種子・栽培履歴確認米」である。

2）価格は定期注文取引の価格であり、包装代（紙袋）、拠出金、消費税が含まれている。

3）価格欄の「-」は落札がなかった銘柄であり、空欄は上場がなかった銘柄である。

4 平成19年産米の産地品種銘柄別価格の推移（定期注文取引（その4））

（単位：円/60kg）

産地	銘柄	地域区分	その他の区分	12月				1月			2月
				5日	12日	19日	平均	16日	30日	平均	27日
				第15回	第16回	第17回		第18回	第19回		第20回
新潟	コシヒカリ	岩船	確認米	18,579			18,579				
新潟	コシヒカリ	佐渡	確認米	19,159			19,159				
新潟	こしいぶき		確認米	14,567			14,567				
富山	コシヒカリ		確認米								
富山	てんたかく		確認米								
石川	コシヒカリ		確認米								
福井	コシヒカリ		確認米								
福井	ハナエチゼン		確認米								
岐阜	コシヒカリ		確認米			14,953	14,953				
愛知	コシヒカリ		確認米								
三重	コシヒカリ	一般	確認米					14,784	14,784		
三重	コシヒカリ	伊賀	確認米					15,204	15,204		
滋賀	コシヒカリ		確認米								
滋賀	日本晴		確認米								
滋賀	キヌヒカリ		確認米								
鳥取	コシヒカリ		確認米			14,754	14,754				
鳥取	ひとめぼれ		確認米			14,464	14,464				
島根	コシヒカリ		確認米			15,130	15,130				
岡山	コシヒカリ										
岡山	あきたこまち										
岡山	ヒノヒカリ										
山口	コシヒカリ		確認米					14,779	14,779		
山口	ヒノヒカリ		確認米					14,263	14,263		
山口	ひとめぼれ		確認米								
香川	ヒノヒカリ		確認米								
福岡	ヒノヒカリ		確認米			14,462	14,462				
福岡	夢つくし		確認米								
佐賀	ヒノヒカリ		確認米								
佐賀	夢しずく		確認米								
熊本	コシヒカリ		確認米								
熊本	ヒノヒカリ		確認米								
熊本	森のくまさん		確認米								
大分	ヒノヒカリ					14,246	14,246				
計							16,004		16,617	14,652	

資料：コメ価格センター入札結果を基に作成

- 注：1）その他の区分に「確認米」と記載されているものは、「コメ価格センター」業務細則第7条第1項に規定する「種子・栽培履歴確認米」である。
 2）価格は定期注文取引の価格であり、包装代（紙袋） 抛出金、消費税が含まれている。
 3）価格欄の「-」は落札がなかった銘柄であり、空欄は上場がなかった銘柄である。
 4）計は落札銘柄ごとの入札価格を18年産検査数量ウェイトで加重平均した価格である。

5 平成19年産米取引の販売価格（全国・都道府県出荷団体）（平成19年11月～20年1月分）（速報値）

(1等・円/60kg)

受渡地	産地	銘柄	地域区分	19年8月 ～10月	19年11月 ～20年1月	/
東日本	北海道	きらら397		13,022	12,938	99%
	北海道	ほしのゆめ		13,211	13,197	100%
	北海道	ななつぼし		13,098	13,147	100%
	青森	つがるロマン		13,092	12,897	99%
	青森	まっしぐら			12,673	-
	岩手	あきたこまち		13,559	13,442	99%
	岩手	ひとめぼれ		13,752	13,465	98%
	宮城	ひとめぼれ		13,900	13,713	99%
	宮城	ササニシキ		14,013	13,787	98%
	宮城	まなむすめ			13,139	-
	秋田	あきたこまち		13,998	13,778	98%
	秋田	ひとめぼれ			13,203	-
	秋田	めんこいな			12,704	-
	山形	あきたこまち			13,284	-
	山形	コシヒカリ			14,764	-
	山形	ひとめぼれ	庄内		15,064	-
	山形	はえぬき	庄内	13,786	13,656	99%
	山形	はえぬき		13,783	13,565	98%
	福島	コシヒカリ	中通り		13,935	-
	福島	コシヒカリ	会津	15,125	14,935	99%
	福島	コシヒカリ	浜通り		13,800	-
	福島	ひとめぼれ		13,674	13,263	97%
	茨城	あきたこまち		13,657	13,367	98%
	茨城	コシヒカリ		13,878	13,638	98%
	栃木	コシヒカリ		13,697	13,691	100%
	栃木	あさひの夢			12,448	-
	千葉	あきたこまち		13,695	13,417	98%
	千葉	コシヒカリ		14,367	13,887	97%
	千葉	ふさおとめ		13,581	13,292	98%
	新潟	コシヒカリ	一般	16,178	16,210	100%
新潟	コシヒカリ	魚沼	24,505	24,489	100%	

受渡地	産地	銘柄	地域区分	19年8月 ～10月	19年11月 ～20年1月	/
東日本	新潟	コシヒカリ	岩船	16,465	16,507	100%
	新潟	コシヒカリ	佐渡	16,427	16,487	100%
	新潟	こしいぶき		14,371	13,937	97%
	長野	あきたこまち		13,362	13,191	99%
	長野	コシヒカリ		14,608	14,249	98%
	静岡	コシヒカリ		14,955	14,331	96%
	富山	コシヒカリ		15,143	14,769	98%
	富山	てんたかく		13,764	13,693	99%
	石川	コシヒカリ		15,277	14,504	95%
	石川	ゆめみづほ			13,174	-
西日本	福井	ハナエチゼン		14,051	13,636	97%
	福井	コシヒカリ		15,220	14,245	94%
	岐阜	コシヒカリ			14,161	-
	愛知	コシヒカリ		14,202	13,924	98%
	愛知	あいちのかおり			13,269	-
	三重	コシヒカリ	一般	14,589	13,820	95%
	滋賀	コシヒカリ		14,208	13,957	98%
	滋賀	キヌヒカリ		13,507	13,273	98%
	京都	コシヒカリ		14,917	14,408	97%
	兵庫	コシヒカリ		15,707	15,511	99%
	奈良	ヒノヒカリ			13,899	-
	鳥取	コシヒカリ			13,877	-
	鳥取	ひとめぼれ			13,435	-
	島根	コシヒカリ		14,917	14,589	98%
	広島	コシヒカリ		13,975	13,825	99%
	山口	コシヒカリ		14,813	13,826	93%
	徳島	コシヒカリ		14,795		-
	福岡	ヒノヒカリ			13,557	-
熊本	コシヒカリ		15,499	14,723	95%	
大分	ヒノヒカリ			13,449	-	
鹿児島	ヒノヒカリ			14,953	-	

資料：農林水産省調べ

- 注：1) 産地銘柄別の販売数量及び販売価格は、食糧法第47条第1項に定める米穀の出荷又は販売の事業の届出をした者のうち、米穀の出荷の事業を行う者（平成18年7月から平成19年6月までの玄米の仕入数量が4,000トン以上の全国農業協同組合連合会、道県農業協同組合連合会、県単一及びこれに準じる農業協同組合、全国主食集荷協同組合連合会傘下の都道府県団体）の、国内産水稲のうち玄米の1等米のうち、主食用（酒造好適米、酒造好適米以外で醸造用等原材料用に供される米穀を除いたもの。）として取引されたもの（コメ価格センターにおける取引を除く。）である。
- 2) 受渡地欄は、新潟、長野、静岡以東の受渡を東日本、富山、岐阜、愛知以西の受渡を西日本としており、この受渡地内で取引（1,000トン以上）された産地銘柄の販売価格（加重平均価格）である。
- 3) 包装代、消費税相当額、運送代を含めた加重平均価格である。

